

## 近世ブランデンブルクにおける「官職＝領主貴族」の成立(2) The Formation of the “Service-and Landlord Nobility” in Early Modern Brandenburg (2)

山 崎 彰

YAMAZAKI, Akira

キーワード：ブランデンブルク, 農場領主(制), 官職貴族, 軍政コミサリアート

Keywords: Brandenburg, Gutsherr (schaft), adliger Amtsträger, Kriegskommissariat

### 序 論

第1節 16世紀における城主＝官職貴族と農場領主制の形成(以上、本誌第2号)

第2節 「17世紀危機」下におけるブランデンブルク権力構造の変容(本号)

第3節 三十年戦争後の軍事・租税財政と農場領主制確立過程における貴族

### 結 語

### 第2節 「17世紀危機」下におけるブラン デンブルク権力構造の変容

前節において、「城主＝官職貴族」と規定する権力エリートが、中世後期の荒廃を克服し、ブランデンブルク社会の秩序確立に指導性を発揮し、この過程で農村社会にあっては農場領主制形成より、また権力にあっては選帝侯権、身分団体双方での卓越した地位に基づく仲介機能より利益を引き出しえたことを論じた。既に本稿冒頭でも述べたとおり、われわれの課題は、ブランデンブルク農村社会と権力構造双方を支配した「官職＝領主貴族」に焦点を定めつつ、16世紀のこれら「権力エリート」の支配体制と18世紀のそれを比較検討し、前者から後者への転換を追うことにある。本節では、17世紀前半における16世紀的

体制の崩壊過程を論じることになるが、農場領主制や「絶対主義」的権力構造の18世紀前半における確立は、三十年戦争を介して実現したことを考えるならば、17世紀の社会構造の変化の検討は、18世紀的体制の成立過程を理解するためにも不可欠の基礎的作業となるであろう<sup>1)</sup>。

さて16世紀末不況に端を発し、三十年戦争で頂点に達するブランデンブルク社会の不振を、ここではヨーロッパにおける「17世紀危機」の一環として捉えている。既に課題で述べたとおり、16世紀より18世紀初頭までの時期を、本稿では長期的循環の観点から段階設定しているが、17世紀特にその前半はブランデンブルクにとっても様々な領域で危機現象が顕著な時期に当たり、長期的不況局面にあったことは疑いない。こうした局面を「17

世紀危機」として特徴づける研究は、本稿の前にも先例があり、W. W. ハーゲンが既にブランデンブルク史についてそのあり方を論じている<sup>(2)</sup>。ただし彼はイギリスを中心に論じられた「17世紀危機」論争の成果をブランデンブルク史にストレートに導入することはせず、そこでの危機を専ら三十年戦争と社会に対するその影響に限定し、また危機発生の要因も戦争に効果的に対処しえなかった16世紀的体制の軍事的弱体さに求めている。ブランデンブルクでも16世紀末より徐々に経済的不振に陥ったり、あるいは17世紀に入ると宮廷と身分団体間で外交や租税負担をめぐって政治対立が絶えなくなり、戦前に既に16世紀的体制変質の徴候を読みとることができるが、しかし三十年戦争による社会的打撃の巨大さはそれらとは比較にならず、また前者の延長上に後者を捉えるのも無理がある。それらを考慮するならば、ブランデンブルクにおける「17世紀危機」を三十年戦争に集約させるハーゲンの理解は、妥当なものとするのが許されるだろう<sup>(3)</sup>。

このように、三十年戦争による所領経済への打撃と、それから回復する際の農場領主制の変化に関する彼の検討は本稿にとっても教えられるところが多いのであるが、しかし彼の研究は、三十年戦争の所領経済への影響に対象が限定されているため、いかにして三十年戦争がブランデンブルク社会にとって破壊的となったかという危機生成過程に関しては、立ち入った検討を行っていない。これに対し本稿は後者の点についても重視し、前節で16世紀的体制の成立と好況局面の到来をブランデンブルク社会に内在して、「権力エリート」の秩序形成能力と関連させながら論じたよう

に、ここではその破綻と危機発生の要因もまた同社会の内部に求め、特にその間の「権力エリート」のあり方が危機にどのような責任を有していたか解明することを本節第1の課題とする<sup>(4)</sup>。次の課題として、農民農場のこの間の減少の程度をクライス毎に推定するとともに、個別所領の事例研究にもとづき戦争直後の農民農場の生産力レベルの減退を確認し、三十年戦争がブランデンブルク農村社会に与えた破壊的影響がどの程度のものであったか、明らかにすることにしたい。

## I 16世紀的権力構造の衰退過程

### 1 17世紀初頭における権力構造の変化

17世紀初頭のヨアヒム・フリードリヒとヨハン・ジギスムントの両選帝侯の治世においては、ブランデンブルクの権力構造に2つの点で変化の兆しを読みとることができる。第1に、官職保有者の中に領邦外出身者やカルヴァン主義者が増え、選帝侯の側近でそれが特に顕著となっていたことである。これとは逆にブランデンブルクの名門貴族達はそれより排除され、宮廷での権力的地位を失っていた<sup>(1)</sup>。第2に、選帝侯権力と身分団体の間で対立が増し、両者の間で政策的意思形成が困難となっていたことである。選帝侯権内でのブランデンブルク貴族の後退は、両者の間の有力な仲介者の消滅を意味するゆえ、2つの点は相互に関係していると考えてよいだろう。いずれも16世紀的権力構造の変質＝衰退を物語っており、以下このような変化が生じた過程を追ってみることにしよう。

1) ヨアヒム・フリードリッヒ治世（在位 1598-1608）

さて両選帝侯下の政治方針が、16世紀後半のヨハン・ゲオルク治世（在位1571-98）のそれと異なる点として、王朝的領土拡大政策への転換をあげることができる。そのきっかけは、ヨハン・ジギスムントがプロイセン大公息女アンナと1594年に結婚したことに求めることができる。大公が男子継承者に恵まれず、このためヨハン・ジギスムントがプロイセンの領土継承の期待をこの縁組みより得たことはよく知られているが、そればかりではなく、アンナの母即ち大公妃マリー・エレオノーレもまた、ユリヒ＝ベルク大公位 Herzogtum von Jülich-Bergの継承権を有していたため、ライン下流域にも領土獲得の展望がホーエンツォレルン家に開けた。しかしこの縁組みは、選帝侯を複雑な外交関係に巻き込む契機ともなったのである<sup>(2)</sup>。

このような国際政治への積極的参入は、国内政治に重大な変化をもたらした。その第1は、1604年における枢密参議会 Geheimer Ratの設立と、領邦外貴族やカルヴァン主義者の宮廷での影響力増大である。確かに17世紀初頭に、伝統的権力エリート層が影響力を完全に失ったわけではない。ガンス、ヴィンターフェルト、シュリーベン、クネーゼベックといった従来の名門貴族に属する者達が、アムツハウプトマンやランデスハウプトマン職などを保持する一方、選帝侯の外交使節として国際政治の場でも活躍していた事実は否定できない<sup>(3)</sup>。しかし外交問題などに機能的に対応するために、ブランデンブルク最初の合議制統治機関として枢密参議会が設立されると、それによって前節で「城主＝官職貴族」

として規定したブランデンブルク名門貴族の権力が大きく削がれたことにも注目しなければならぬ。先ず筆頭参議ともいべきレーベン J. v. Löben はニーダーラウジッツ貴族であり、ヨアヒム・フリードリッヒが選帝侯に即位する以前からの側近であって、個人的信頼関係から重用されていた。他にライン地方出身の二人の貴族ビーラント O. H. v. Bylandt とライト Freih. v. Rheydt も選ばれている。固有のブランデンブルク貴族としては、ヴァルデンフェルス Ch. v. Waldenfels があげられるにすぎない。彼は、プロイセン問題の専門家としての能力が評価されて任命されたものと思われるが、第一級の名門貴族家出身者とするにはできない<sup>(4)</sup>。また領邦外出身者の積極的登用とともに看過されてならないのは、筆頭参議ともいべきレーベンはルター派であったが、しかしビーラントらの公然あるいは隠然たるカルバン主義者を枢密参議会が抱えていたことである。ただし以上のような選帝侯宮廷の変化にもかかわらず、ヨアヒム・フリードリッヒやルター派貴族レーベンの妥協的性格により、この時期には王朝的拡大政策も、諸身分側からすると耐えられる範囲にとどまっていた。16世紀後半のヨハン・ゲオルク期との比較で、この期の政策展開の特徴をみとめることにしよう。

前選帝侯ヨハン・ゲオルク治世においても<sup>(5)</sup>、租税負担をめぐって諸身分と選帝侯権、また諸身分内（特に騎士身分＝都市間）で対立が絶えなかったことは事実であった。しかしそれが埋めがたい亀裂まで至らなかった理由として、次のような事情をあげることができる。先ず、彼の統治期において目立つ税目はトルコ税、帝国税、帝国クライス税といっ

た帝国の平和維持を目的とする租税であって、選帝侯の意志とは直接関係なく帝国や帝国クライスから負担が割り当てられた税であったため、諸身分側もこれらについては課税理由に対して反対できなかった<sup>(6)</sup>。しかもヨハン・ゲオルク自らの宮廷運営は緊縮財政との評判をとる一方、彼はルター派信仰を堅持し、国際的対立に対しても距離を置いていたゆえに、ルター派信仰＝消極的外交・財政政策として特徴づけられる諸身分側の政策指向との間に、根本的対立は存在しなかったのである。従って、名門貴族達の仲介機能は比較的発揮しやすい状況にあったといえよう。

続くヨアヒム・フリードリヒ期において選帝侯権が、外交及び財政をめぐる諸身分側と協議した難題の第1は、ヨハン・ゲオルクが残した債務と、彼自身がマクデブルク君主時代に作った負債を、いかにクールマルクの諸身分に肩代わりさせるかで、この問題は1602年のクールマルク領邦議会において決着をみた<sup>(7)</sup>。議会におけるテーマはヨハン・ゲオルク即位時の1572年議会と同一であり、また選帝侯権と諸身分の間の意見調整をA. v. シュリーベン、B. v. アルニムなどの名門官職貴族が担っていたことを考慮するならば、この段階では両者の関係に決定的変化を認めることはできない。これに対して1605年開催の身分代表者委員会Ausschußtagでは、領土拡大（プロイセン獲得）への諸身分の財政的貢献がテーマとなっていた。プロイセン継承のためには、封主であるポーランド国王による授封の手続きを必要としたが、国王はプロイセンを自ら直接統治する野望を持ち、またプロイセンの諸身分にもポーランド諸身分が持つ特権の強さをうらやみ、選帝侯の統治よ

りも国王のそれを望む動向があった。このためヨアヒム・フリードリヒは、当地の大貴族で親ブランデンブルク勢力であったドーナ F. zu Dohna<sup>(8)</sup>を通じてプロイセン諸身分対策に力を入れるとともに、授封の代償として支払う金額をめぐる国王と交渉することに迫られていた<sup>(9)</sup>。プロイセン獲得という王朝的利害は、クールマルクあるいは広くブランデンブルクの諸身分にとっては自らの直接的関心事ではなかったが、しかしそれを否定する理由もなく、またポーランドとの軍事的決着は是非避けねばならないものであった。従って諸身分側は、平和的にポーランド国王による授封を獲得するため、君主に財政支援することを拒否できなかった。結局選帝侯から委員会に派遣されたA. v. シュリーベンの仲介作業によって、クネーゼベック、ガンズ、アルニム、トロット、ハーケ、ロッホウなど名だたる名門貴族が列する委員会より財政支援を獲得することに成功した<sup>(10)</sup>。この交渉が可能であったのは、外交問題の平和的解決という方向性が諸身分側の意向に添うものであったためとすることができよう。他方ユリヒ＝ベルク継承問題に目を転ずるならば、ヨアヒム・フリードリヒ統治下では一向に前進を見なかった。枢密参議会の中には、前記のカルヴァン派ライン出身貴族ライトが、オランダとの連携による事態打開を構想していたが、レーベンが諸身分の反発を不安視し、かかる計画に与しなかったためである<sup>(11)</sup>。このようにヨアヒム・フリードリヒ期においては、カルヴァン派や領邦外貴族を側近に集め、領土拡大という王朝的テーマが追求されるようにはなるが、あくまで諸身分側の伝統的政策理念尊重という限界内で、それが展開

されていたことが注目される。

## 2) ヨハン・ジギスムント治世(在位1608-19)

ヨハン・ジギスムント治世になると、アダム・ガンスA. Gans zu PutlitzやD. v. ヴィンターフェルトが枢密参議となって、レーベンに代わり選帝侯に強い影響力を行使するようになる。確かに彼らはブランデンブルク屈指の名門貴族出身ではあったが<sup>(12)</sup>、いずれもカルヴァン派に属し、その政策がルター派を堅持していたブランデンブルク貴族の大勢の政治的指向とは乖離していた。さらに1613年にカルヴァン派プロイセン貴族A. zu ドーナが枢密参議に任命され、彼の影響でヨハン・ジギスムントもカルヴァン派へと改宗したのを契機に、枢密参議会はカルヴァン派によって占められることになるのである。ブランデンブルク名門貴族であってルター派に属していた参議は、A. v. シュリーベンを残すだけとなった。このように領邦外出身者やカルヴァン派によって、一層徹底した王朝的拡張政策が追求されるようになると、ブランデンブルク貴族がそれに反発するのは必至の情勢となっていた<sup>(13)</sup>。

さてヨハン・ジギスムント期には、プロイセン継承問題に代わりユリヒ＝ベルク継承問題が重きを持つようになる。彼は即位後レーベンを失脚に追いやり、カルヴァン派の全面的影響下で、ユリヒ＝ベルク領継承に精力を傾注する。しかし同領に対しては、他にもファルツ・ノイブルクPfalz-Neuburgとザクセンも継承権を主張しており、またこれらの対立を利用して皇帝やオランダが影響力の強化をうかがっていた。ヨハン・ジギスムントはプロテスタント勢力の支援によって事態を打開

するため、10年にはプロテスタント諸侯「同盟」Unionに参加したのであるが、これによってブランデンブルクは「ラント防衛臨戦体制」Landesdefensionをとらねばならなくなり、このために軍隊召集と継続的課税の必要が生じた。13年のカルヴァン派への改宗も、領土獲得に対するオランダの支援の期待が、その一因としてあったことは言をまたない。逆にファルツ・ノイブルク君主ヴォルフガング・ヴィルヘルムがバイエルンとの縁組みを契機にカトリックへと改宗したため、両者の確執は国際的宗派対立の焦点となっていた<sup>(14)</sup>。しかしユリヒ＝ベルク領継承を国内調和に対して優先するヨハン・ジギスムントの方針は、諸身分側の強い反発を招くのは必至であり、その反発によって早くも15年には、このような方向からの国内体制再編は完全に行き詰まりを見せている。即ち身分代表者委員会は、彼より求められた臨戦体制のための恒常的課税と常設身分代表者委員会設置の要求を繰り返し拒否し、課税や臨戦体制恒常化忌避の姿勢を明確にしたためである。

次に身分代表者委員会の拒否的姿勢の背景について、いま少し立ち入って考えてみることにしたい。ここでは、選帝侯のカルヴァン派への改宗が、ブランデンブルクの国際的位置に大きな変化をもたらすばかりではなく(オランダへの接近、皇帝・ザクセンとの対立)、選帝侯とカルヴァン派側近達は、教会評議会Kirchenratを設置することでルター派によって占められた宗務局Konsistoriumの権限を削減した上で、カルヴァン派の立場から領邦教会制を再編し、さらに諸身分の教会保護権Patronatに制限を加えることまで意図していたため、両勢力の対立が外交問題を超



えて深化したことに注目しなければならない。15年のクールマルク身分代表者委員会は、両勢力の教会問題をめぐる激突の場となったが、そこにおいてはアウクスブルク宗教平和令順守、即ちルター派信仰の堅持を選帝侯に求めた諸身分側の要求は通らなかったとはいえ、選帝侯側の意図も挫折の憂き目を見ることになる。教会評議会は廃止に追い込まれ、諸身分の教会保護権が確認されたばかりではなく、選帝侯は御領地にカルヴァン派聖職者を任命することさえ自由でなくなったからである<sup>(15)</sup>。ここでの議論は両者の間に強い相互不信を残し、結果的に効果的な「ラント防衛臨戦体制」の形成を困難とさせたといえよう。

さらに諸身分側が選帝侯の要求に拒否的にならざるをえなかった第2の事情として、身分団体諸金庫の財政破綻と経済不況をあげねばならない。3種類計6金庫よりなる諸身分の財政制度については前節で説明したとおりであるが<sup>(16)</sup>、17年秋にはこれら金庫は合計で200,000ターレルを超える債務を抱えており、特に中心的金庫たる新ビール税金庫の債務だけで95,000ターレルに及んだ。同金庫と2つの都市金庫、ウッカーマルクのフーフエ税金庫の4つの金庫はもはや新たな財政負担に感じられる状況にはなく、ミッテルマルク＝ルピンのフーフエ税金庫とアルトマルク＝ブリクニッツのフーフエ税金庫にのみ一定の余裕が残っているにすぎなかった<sup>(17)</sup>。諸金庫の財政状況悪化に関しては、国際情勢の変化などに伴う財政需要の増大とともに、次の2点を理由として考えることができる。第1として、都市と騎士身分間での租税負担の不公正さをあげねばならない。選帝侯の債務を肩がわりする場合、両者共通の新ビール税金庫の分担

分を決めた後、残りを都市金庫（都市）とフーフエ税金庫（騎士身分）の間で2対1の割合で分配するというのが慣行となっていた<sup>(18)</sup>。このうちビール醸造に課される新ビール税は、醸造特権とひきかえに主に都市が支払っており<sup>(19)</sup>、ビール販売を通じて農村に負担転嫁するという仕組みとなっていた。ところが16世紀以来貴族達のビール密造が横行し、農村におけるビール市場が奪われるにつれ、農村への負担転嫁が困難となっていたため、新ビール税もほとんど都市が負担するところとなっていたのである<sup>(20)</sup>。その上、都市金庫とフーフエ税金庫間の2対1という分配比率に関しても、都市ばかりではなく選帝侯権によっても、両者の財政力に見合ったものではないと認識されていた。このような負担分配比率を改めない限り、新たな租税に比べられる状況になかったといえよう。財政逼迫のいまひとつの理由としては、16世紀末以来の経済不況を指摘することができる。都市商工業者や中小貴族ばかりではなく、名門の大貴族達も17世紀初頭には経済的苦境の中にあり、彼らの中でも所領規模において隔絶した地位にあったポイツェンブルク系アルニム家やアルヴェンスレーベン家でさえ、信用危機に追い込まれていたほどである<sup>(21)</sup>。17世紀前半におけるクールマルク貴族達の経済的苦境に関しては後述するとして、彼らをして租税負担増大と分配率改訂に応じようとさせなかったのには、このような経済事情があった。

以上のように、経済不況下でのヨハン・ジギスムントの決定的政策転換は、中小貴族ばかりではなく、平和的・安定的内外秩序の中で16世紀に順調な経済的成長をとげた城主＝官職貴族層にとっても、これまで築き上げ

た権力的・経済的基盤を掘り崩しかねないものとして捉えられたことは間違いない。こうして三十年戦争前夜においては、選帝侯権の積極的外交政策の昂進と諸身分側の財政的・経済的困窮が同時進行し、両者の間で統一的意思形成がなされないまま、ブランデンブルクは大戦争に巻き込まれていく。しかしこの関係は別の面から見れば、領土拡大という可能性に惹かれて領邦を超え宮廷に結集したカルヴァン派貴族達、即ちガンス、ヴィンターフェルト（ブランデンブルク）、ピーラント、ライト（ライン地方）、ドーナ（プロイセン）などと、領邦内外での秩序攪乱を嫌うルター派ブランデンブルク貴族の対抗という側面を有していたことは明らかである。前節で述べたごとく16世紀においては、領邦外より仕官した宮廷貴族達は大きな抵抗なくブランデンブルク貴族と一体化し、ともに「城主＝官職貴族」として権力エリートを形成していった。しかし17世紀初頭にこのような過程は中断し、政策指向の異なる貴族グループがそれぞれ宮廷と諸身分団体を核に分極化し、対立を強めていったのである。それは両権力に基盤を持ち、両者の利害を調整することで権力を得た16世紀の「権力エリート」、即ち城主＝官職貴族達の権力的衰退を物語っている。三十年戦争時におけるブランデンブルク国家の軍事的崩壊と、外国軍による農村、都市社会の蹂躪に対して、このような権力内における統一的意思形成の障害は重大な責任を有していたと考えねばならない。次に三十年戦争前半期におけるブランデンブルク軍の問題点について、概観することにしよう。

## 2 ブランデンブルク国家の軍事的崩壊

ブランデンブルクの17世紀初頭までの兵制は、帝国平和維持を目的として派遣される軍隊については傭兵軍を組織していたが、ラント防衛のための軍隊はレーン制騎兵と都市民兵より構成されていた<sup>(22)</sup>。1604年に登録されていたブランデンブルク全体のレーン騎兵数は1,073で、ノイマルク貴族と都市分を除くならば、クールマルク貴族達が負うべきレーン騎兵軍役負担数は615を数えた。レーン騎兵が、封主である選帝侯とのレーン契約によってその負担数が予め定まっていたのに対し、全ての市民は武器を自弁し、防衛に当たる義務を有していたが、君主が都市民兵を召集する場合は、その都度都市との協議の上、各都市に歩兵数を割り当てていた。ちなみに1604年時点での都市民兵召集軍はブランデンブルク全体で4,000、クールマルクに限定すると2,893になる。後述するとおり、三十年戦争の惨禍を経験した後、1644年にフュールK. B. v. Pfuelによって作成されたブランデンブルク防衛軍形成の企画書によると、騎兵、歩兵合わせて11,000が必要とされていたが、それと比較するならば、戦前の段階の数字としては上記の兵員数は決して少ないものではない。しかし傭兵軍が主流になりつつあった当時において、レーン騎兵、都市民兵いずれも指揮官、訓練、武器、戦意全てにおいて欠陥を持つものであったと、軍事史家ヤニーは評価している。しかし最大の欠点は、これらの召集や租税承認に関し、諸身分と選帝侯の間で統一的意思形成が迅速に行われなかったことにある。A. zuドーナの計画による「ラント防衛臨戦体制」が14から5年にかけて追求され、そのための財政負担を身分代表者委員

会に求めるとともに、レーン騎兵、都市民兵の召集が画策された。しかし折からの教会問題での選帝侯＝諸身分間の対立下で検討された同案は、諸身分側の支持を期待できず、完全に頓挫してしまった<sup>(23)</sup>。

ブランデンブルクが三十年戦争に直接巻き込まれるのは、1626年のデンマーク軍侵攻以後であるが、18年に戦争が勃発すると20、23年に身分代表者委員会は選帝侯の求めに応じ、軍隊召集とそのための課税を認めた。ここでも相変わらずレーン騎兵と都市民兵軍を中心としていたが、数がそろわないばかりか、装備の欠陥も改善されていなかった。ただし、身分代表者委員会もこの時には職業的傭兵軍団募集の必要とそれへの財政負担を認めたことは、見落としてはならないだろう。こうして20年には300人の騎兵傭兵軍団と1,000人の歩兵傭兵軍団の募集が行われた<sup>(24)</sup>。26年にデンマーク軍侵攻の不安が迫ると、3月には身分代表者委員会も300人の騎兵軍と3,000人の歩兵軍の募集を認めたが既に時機を逸していた<sup>(25)</sup>。それに先立つ2月には19,000人を数えるデンマーク軍が領邦内に侵攻しており、ブランデンブルク軍はわずか9個中隊計900人で防衛に当たらねばならなかった。それ以降もこうした事態は一向に改善されず、29年4月には4つの要塞に4個中隊計700人の兵員が配置されているにすぎなかった<sup>(26)</sup>。傭兵軍の軍事力は要塞確保にとって意味を持つに過ぎず、国土全域で外国軍の軍事力を止める手だてを持たなかった。このため26年から27年にかけてブランデンブルクは、デンマーク軍とヴァレンシュタイン指揮下のオーストリア軍との間で繰り広げられた戦闘の戦場化を防ぎえず、さらにデンマーク軍敗退後は31年ま

でヴァレンシュタインの軍事占領を許すことになる。26年より31年は、三十年戦争期間中30年代末と並んでブランデンブルクにとって最も苦難に満ちた時期であって、軍事徴発や暴行、掠奪、放火にさらされ、あるいはヴァレンシュタイの占領下ではコントリブチオン Kontribution（軍事負担税）による組織的搾取を受け、多くの人命と物的資産が失われ、多数の避難民を生んだ<sup>(27)</sup>。

このような経緯より明らかになるように、ブランデンブルクは17世紀初頭において、遠く離れた領土の継承問題で権力内対立を深め、宗派对立により相互不信を募らせたことで、国家の統一意思を形成しえず、結果的に戦争に対して常に受身の対応に迫られ、領土防衛体制の準備を遅らせた、とすることができるのではないか。

## II 三十年戦争後半期における権力対立

ヨハン・ジギスムントのあとを受けた選帝侯ゲオルク・ヴィルヘルム（在位1620-40）は、オーストリアの軍事占領をスウェーデンとの同盟政策（1631-5）によって脱却した後、ポメルン領有をめぐるスウェーデンと衝突が生じると、プラハ講和によりオーストリアとの同盟（1635-40）へと転じる。この間ブランデンブルクは相変わらずスウェーデン軍、続いてオーストリア軍の軍事的従属下にあったとはいえ、徐々に自らの軍隊を整備・拡大していったことは疑いなく、それが40年以後の武装中立へとつながったとすることができる。しかし軍隊の拡充は、30年代後半において10年代とは異なった新たな権力対立構図をブランデンブルク貴族内に醸成し、このことがむしろ新たな社会の荒廃の要因ともなっ



た。続いて30年代後半からフリードリッヒ・ヴィルヘルム即位（1640）直後に頂点に達したこの対立構図を析出し、それがいかなる仕組みで社会に対して破壊的となったか、検討してみることにしたい。

### 1 傭兵軍将校とブランデンブルク貴族

長期的な戦乱に備えた体制の本格的形成は、オーストリアとザクセンを中心に画策されたプラハ講和に加わった後、オーストリアとの連携の下で始まるが、それはシュヴァルツェンベルク伯 Graf A. zu Schwarzenberg によって押し進められた。しかし彼が創出した30年代後半の体制は激しい権力闘争を引き起こし、このためそれについては代表的ブランデンブルク史家の間でも真っ向から対立する評価が与えられている<sup>(1)</sup>。ここでは、その体制の性格を検討した上で、その下での対抗関係に関し、これまでの研究では軽視されていた側面があることを明らかにする。この側面を看過したならば、この段階でのブランデンブルク社会破壊の原因や、さらには戦後体制の本質を理解することも不可能となるだろう。

従来シュヴァルツェンベルク体制の特徴のひとつとして、オーストリアと連携するところの一部貴族による利権体制という点が強調されてきた。戦前と比較した場合、戦中の権力対立関係において一変したことは、同盟国としていずれを選ぶかをめぐって指導的貴族の中に親オーストリア派と親スウェーデン派が生じたことである。シュヴァルツェンベルクはユリヒ＝ベルク領継承問題解決を期待されてブランデンブルクに仕官したライン地方出身貴族であるが、父が対トルコ戦での活躍

を評価され皇帝より帝国伯爵位を与えられていたこと、また彼自身もカトリック信仰を堅持していたことなどの経緯より、親オーストリア派の指導者であり、彼は親スウェーデン派の枢密参議ゲーツェ S. v. Götze、ヴィンターフェルト S. v. Winterfeld、フュール K. B. v. Pfuel（いずれもクールマルク名門貴族家出身者）らを排除した後、38年にはクールマルク総督 Statthalter の地位を得た<sup>(2)</sup>。親オーストリア派は他に、プリクニッツの伝統的貴族であるブルメンタール J. F. v. Blumenthal やノイマルク貴族のヴァルドウ3兄弟 v. Waldow などによって形成されていた<sup>(3)</sup>。彼らは権力的地位を利用して、オーストリアとの提携を嫌ってスウェーデンに仕官した貴族の領地を奪い、宮廷官職、ヨハネ騎士修道会管区長などの利権官職を独占し、さらに御領地抵当権・経営権を強引に奪取し、親スウェーデン派に限らず多くの貴族達から反発を招いていた<sup>(4)</sup>。

しかしシュヴァルツェンベルクの創出した軍政は、親オーストリア政策に付随する欠点を補って余りある意義を有すと見る見方も一方にある。この軍政は、枢密参議会にかわって軍事評議会 Kriegsrat を選帝侯権の最高行政機関とし、一方で傭兵軍の募集・組織化を進めるとともに、他方で各クライスに配置された軍政コミサル Kriegskommissare を組織し、これによって傭兵軍への資金調達、糧食給付、宿営手配などの実行をすすめるようになった<sup>(5)</sup>。シュヴァルツェンベルク体制における軍政の意義は、ヴァレンシュタイン占領時代に導入された軍政を引き継ぎ、これを整備したことであり、次の2点が特に重要である。第1は、軍事評議会のメンバーでもある

ブルメンタールが総軍政コミサール Generalkriegskommissarに任命され、各クライスの軍政コミサールをその下に組織化しようとしたことである。軍政コミサールは、都市民兵軍やレーン騎士軍によって軍隊が構成されていた時代に既に存在した官職であるが、軍隊の一時的性格に規定され、それもまた恒常的性格を欠いていた。軍政コミサールが初めて恒常的官職として成立したのは、ヴァレンシュタイン占領時代の1626から27年にかけて、各クライスに数名ずつ軍政コミサールを選帝侯が任命し、占領軍への資金・糧食・宿営の手配を担当させて以降のことである。ミッテルマルクの小クライスが、行政組織として大クライスと並ぶ意義を持つようになったのも、それらにこの時、軍政区画としての意味が与えられたためである。なお軍政コミサール成立の経緯や性格に関して、クライスによって違いがあることはヒンツェが指摘しているとおりであるが、身分団体の役職と融合し、各地域の代表的名門貴族がそれに任命されていたという点で各クライスのコミサールとも共通するといつてよい<sup>(6)</sup>。しかしこれらの軍政コミサールは、シュヴァルツェンベルク体制以前においては系統的に組織されることはなく、20年代後半から30年代前半にかけて、中央から指導がないまま自らの裁量によってオーストリア軍やスウェーデン軍への対応に追われていた<sup>(7)</sup>。シュヴァルツェンベルク体制はこうした混乱を收拾するため、38年にブルメンタールを総軍政コミサールに任命し、彼を通じて軍政コミサールを中央から掌握しようとしたのである<sup>(8)</sup>。第2の意義は、ヴァレンシュタインの占領軍が各身分団体に強制したコントリブチオン行政

を軍事評議会が継承し、課税の決定と各身分団体への負担配分を行おうとしたことである。租税行政の実施は軍政コミサール組織にまかされ、その監督下でクライスや都市の身分団体諸金庫は定められた租税を徴収し、傭兵軍への支出に備えることを義務づけられた<sup>(9)</sup>。

なるほどこの軍政組織は、その構想という点では画期的であったかもしれない。40年にシュヴァルツェンベルクに対して距離を置くところのフリードリッヒ・ヴィルヘルムが即位すると、この組織によって特権を侵害された諸身分側からは、それへの不満が堰を切るように噴き出すことになる。しかし身分団体との関係だけから軍政組織形成の革新的意義を捉えようとする理解、即ちシュヴァルツェンベルク体制を絶対主義の先駆形態と考える主張は<sup>(10)</sup>、傭兵軍将校達の独自の権力的重要性を軽視しているように思われる。シュヴァルツェンベルク体制下の軍政組織は、国内で決して諸身分団体とのみ対峙していたわけではなく、むしろ身分団体と将校達の仲介を試み、将校達の自律的な動きに手を焼いていたというのが実情であった。特に38年の対スウェーデン戦では、総軍政コミサールのブルメンタールを責任者とする資金・物資供給体制が、兵力維持能力の欠如を露呈すると、武器・資金・糧食の不足に悩む将校達の軍事行動を軍事評議会は統制できなくなり、有効な軍事作戦を展開できずに終わった<sup>(11)</sup>。当該期の権力関係は将校達をも含めた三者間で展開し、しかも対立の核心は決して軍政組織と諸身分団体の間にあるのではなく、むしろ身分団体と傭兵軍将校の間の対立こそ深刻なものであったとせねばならない。このような観点からは、この間の権力対立の結果生じたブランデ

ンブルク社会破壊の要因を知るためにも、また近世ブランデンブルクにおける「権力エリート」の歴史を追跡しようとする本稿全体の課題からしても、決定的に重要である。そこで以下、将校達が権力的要素として登場する過程を検討し、その結果彼らと身分団体間に生じた対立の根拠と帰結を明らかにすることにしたい。

彼らの権力的成長はいうまでもなく、この間の傭兵軍団の急速な増大に依拠していた。ブランデンブルク傭兵軍団の拡大をここに示すならば、次のとおりである。スウェーデンとの同盟時代にスウェーデン軍が投入した兵力は30,000人にものぼったが、これに対してブランデンブルク軍兵力は1631年3月の時点で1,600人にすぎなかった。後者の前者への従属は、このような兵力格差によって規定された。この後ブルクスドルフK. v. Burgsdorf、クラハトH. v. Kracht、ケッテリッツJ. Fr. v. Kötteritzの3人の連隊長を中心にブランデンブルクの傭兵軍募集が行われ、32年には歩兵、騎兵合わせて3,300人、さらに33年には8,650人（歩兵32個中隊計6,400、騎兵18個中隊計2,250）を数えるまでとなる<sup>(12)</sup>。またオーストリアとの同盟期に入って37年には25,150人（歩兵92個中隊計18,500、騎兵33個中隊計3,450、軽騎兵20個中隊計2,200）よりなる傭兵軍募集計画が立てられるが、あまりに遠大すぎ結局実現はしなかった。それでも38年6月時点で12,000人（歩兵6,500、騎兵2,500よりなる野戦軍と3,000の要塞防衛軍）をブランデンブルク軍は擁するに至ったのである<sup>(13)</sup>。

それではこのように膨張した軍団の将校を、どのような地域のいかなる階層に求めたのか。

この点で興味深いのは、40年12月15日の身分代表者委員会の場で、シュヴァルツェンベルクが身分代表、特に騎士身分に対して、彼らと将校達が多くの場合に親族関係にあることをあげて、両者の融和をはかっていたことである<sup>(14)</sup>。もしそれが事実であるとするならば、ブランデンブルクの傭兵軍将校について故郷を持たない戦争企業家とみなすことは許されず、彼らの破壊行為をその無国籍性に帰すことはできなくなる。シュヴァルツェンベルク発言の当否をここで確認することにしよう。38年時点のブランデンブルク軍に関し、21名の連隊長と大隊長の名前が残っている<sup>(15)</sup>。この中で次の11名は16世紀以来のブランデンブルク貴族家出身者であったと考えられる。即ちクリッツリンクH. K. v. Klitzling、クラハトH. v. Kracht、ブルクスドルフK. v. Burgsdorf、ロッホウM. A. v. Rochow、ヴァールドウR. v. Waldow、クラハトD. v. Kracht、ケーアベルクK. J. v. Kehrberg、グレーベンE. L. v. Gröben、フランH. C. v. Flans、ブルクスドルフG. E. v. Burgsdorf、シャペロウJ. H. v. Schapelowであるが、中でもクリッツリンク、両ブルクスドルフ、ロッホウ、両クラハトは、本人がブランデンブルク貴族であることは明らかである<sup>(16)</sup>。これに対してグレーベン、フラン、ケーアベルク、シャペロウはいずれもクールマルクの、またヴァールドウはノイマルクにある貴族家の姓と一致し、かなりの確度で当地出身者であると推測できる。他方以下の10名の姓を当時のブランデンブルク貴族家の中に見出すことはできない。ダルギッツM. v. Dargitz、フォルクマンG. Volkmann、メンクツァイスMenzzeis、モンロアW. Monroy、ポットハウゼンK. v.

Potthausen、フォアハウアーH. v. Vorhauer、エリクソンN. Erichson、レムケC. Lembke、ゴールドacker-H. v. Goldacker、ミュラーMüller。この中でダルギッツはプロイセン貴族であるが<sup>(17)</sup>、他の9名は出身を確認できない。仮にダルギッツも含めこの10名を非ブランデンブルク貴族出身者とするならば、連隊長と大隊長の約半分をブランデンブルク貴族出身者が占めていたことになる。なお40年になるといずれもクールマルク名門貴族であるトロットG. F. v. TrottがH. v. クラハトの連隊を、またリベックH. G. v. Ribbeckがロッホウの連隊を引き継いでいる<sup>(18)</sup>。このように連隊長、大隊長レベルでは数の上でブランデンブルク貴族がほぼ半分を占めていたと考えてよく、しかも元帥Generalfeldmarschallのクリッツリンクの他にロッホウ、K. v. ブルクスドルフ、H. v. クラハト、トロット、リベックなどのブランデンブルク出身者は、軍内部で強い発言力を有していた。なお中隊長レベルまで含めた全将校について、ブランデンブルク貴族の占める位置を確かめることはできないが、ロッホウ連隊の中にオープンJ. F. v. OppenとブレドウH. A. v. Bredowの2名のクールマルク名門貴族の名を連隊副官、中隊長として見出すことができ、このクラスにも地元貴族が含まれていたことは確かである<sup>(19)</sup>。しかもこれに加えてわれわれの目を引くことは、以上のブランデンブルク貴族、あるいはそうであると推測される将校には、前節で見たところの16世紀の指導的官職貴族13家出身者が含まれていることである。即ちロッホウ、フラン、オープン、ブレドウがそれぞれであるが<sup>(20)</sup>、ブルクスドルフ、クラハト、グレーベン、トロット、リベック家もまたそれらに

準じる名門貴族と考えてよい。確かに将校達をブランデンブルク貴族と同一視することはできないが、シュヴァルツェンベルクの上記発言は決して誇大ではなく、傭兵軍将校にブランデンブルクの名門貴族家出身者が多く含まれていたことはほぼ間違いないのである。

次に前節において「城主＝官職貴族」と規定した16世紀の名門貴族家の中から、いかにして傭兵軍将校層は形成されたか、論じることにしよう。この問題に関しては、ここで具体的に明らかにできるのはリベック家の場合についてのみである<sup>(21)</sup>。リベック家は14世紀まで遡ることのできるハーヴェルラントの貴族家であるが、「城主」Burgherrの位は16世紀までは保持しておらず、また16世紀前半以前においては格別目立った貴族家とすることもできない。しかし前節でも触れたごとく、16世紀のハーヴェルラント貴族層において所領所有構造の点で変動があり、それまで圧倒的な力を誇っていたブレドウ家が没落する一方、それにかわってブレジック、ハーケ家などとともにリベック家は所領を大きく拡大し、17世紀初頭にはハーヴェルラントの指導的貴族家のひとつに数え上げられるまでになった<sup>(22)</sup>。しかし同家において特徴的なことは、16世紀後半より17世紀にかけての繁栄が、軍人としての功績と密接に関わっていたことである。同家、正確には東ハーヴェルラント系リベック家のめざましい発展は、まず1523年に同系リベック家を起こして以来、93年までの長きにわたって当主であったゲオルクより始まる。彼は軍事的活躍の場の限られたブランデンブルクを離れ、世紀中葉においてスペインやザクセンなどの軍隊に加わり、ヨーロッパ各地を転戦した。67年にブランデンブ

ルクに帰郷した後、ヨハネ騎士修道会管区長、御領地シュパンダウSpandauのアムツハウプトマン職、宮廷官職といった役職・官職を次々と手に入れる一方、72年にはグローセ・グリエニッケ領Rittergut Große Glienickeを購入し、90年代にはシュパンダウ周辺の領地を拡大している。いずれの出来事も彼の豊富な財力を推測させるが、実際この間77年に8,500ターレル、81年に20,000ターレルを選帝侯のために用立てていた。以上の経歴より、豊富な資産形成と官職貴族としての成功の基礎が、ブランデンブルク外での軍人としての活動の間に据えられたと考えないわけにはいかない。さらにゲオルクは、シュパンダウ要塞建設のために招かれたリナル伯R. G. Graf zu Lynarと親交を結び、この後リベック家がシュパンダウの御領地ばかりでなく、要塞に対しても影響力を確保する前提を作りあげた。即ち第2代当主ハンス・ゲオルク1世は、シュパンダウのアムツハウプトマンと要塞司令官Gouverneuerを統合した役職シュパンダウ・オーバーハウプトマンOberhauptmannに就任し、ベルリンに近接した同要塞の司令官の地位を得、また第3代当主ハンス・ゲオルク2世も1640年には連隊長となって同要塞司令官に任命され、代々ブランデンブルク軍の中で枢要な地位を占め続けた。他方御領地官としては、ハンス・ゲオルク1世はアムツハウプトマンにとどまらず、宮廷において御領地行政全体を統括するところの御領地財務官Amtskammerratに任命されている。加えて彼は父同様領地の拡大にも努め、1612年にはリヒターフェルデ領Rittergut Lichterfeldeを得たが、同領を封として受けた者には城主の位階が与えられるこ

とになっており、リベック家はこれ以降城主の仲間入りをする。既に16世紀後半以後同家はシュパールv. Sparr、フラン、クルメンゼーv. Krummensee、トロット、ブレジック、ハーケ、ブレドウ、ガンズ、シューレンブルクなどの並み居るクールマルク名門貴族家と姻戚関係を結んでいったが、城主の位階獲得によって、名実共にブランデンブルクの名門貴族家の仲間入りを果たしたといえよう。

以上のリベック家の官職＝領主貴族としての勃興の経緯、即ち財力をいかして領地拡大に励む一方、選帝侯への資金融通をとおして最大の利権官職であるアムツハウプトマン職を得る、また城主の位階獲得や名門貴族との婚姻によって、騎士身分内における卓越した地位を獲得するといった経過は、16世紀に繁栄した貴族家のひとつの典型とすることができるものである。また、軍人としての官職も御領地官と密接に結びついており、当初は将校という官職が、他の官職に比して特殊な性格を持った官職であったとは考えられない。ロッハウ、ブルクスドルフ、トロットなどのように、既に名門貴族家として名前が確立した一族からも将校が生まれているという事実は、将校職が名門貴族の体面を汚すものではなかったことを示しているように思われる。しかも17世紀にはいと経済不況と御領地経済の不振により、将校職は御領地官職を補足するものとして、あるいはそれにかわる利権官職として重要な意味を持つようになる。戦前の1615年と戦争直後の50/1年に関し収益統計が残っている11の御領地Ämterについてその収益をみてもみるならば、総計で83,700から42,700ターレルへと半減してしまっていた<sup>(23)</sup>。従って17世紀前半の軍隊規模



拡大につれて生じた将校ポストは、アムツハウプトマンなど御領地官職の利益縮小を補填するという役割を持ち、官職貴族が生き延びるために最も有力な選択肢となったであろう<sup>(24)</sup>。以上のように、ブランデンブルク貴族の中から少なからぬ傭兵軍将校が生まれ、しかも将校職は彼らが官職貴族として生き延びる際の有力な選択肢として17世紀に登場したにもかかわらず、何故に将校達は形成の母胎となった領主＝騎士身分と対立せねばならなくなり、また郷土に対して暴力を向けることになったのか、考えてみることにしよう。

さて当該期の将校職、特に連隊長職の性格とともに、軍事財政制度の解明はこの問題を明らかにする上で不可欠である<sup>(25)</sup>。アムツハウプトマンが御領地経営に大きな裁量権を持ち、そのポストが事実上保有の対象であったように、連隊長 Oberst, Obrist や中隊長 Kaptän od. Rittmeister もまた自己資金をもって連隊 Regiment や中隊 Kompanie を経営し、その運営は強い自律性を特徴としていた。それは先ず、次のような軍団財政の私的・自律的性格によって規定された。連隊長は選帝侯と連隊結成請負契約 Kapitulation を結び、兵士の募集を自ら行う責任を負っていたが<sup>(26)</sup>、兵士募集のための支度金 Werbegeld や給与 Traktament は予め連隊長が自己資金より用意し、事後的に財政より清算されることになっていた。なお財政より受け取る連隊運営費は、兵士扶養令 Ordonnance von Verpflegung der Soldaten に記載された給与表にもとづいて計算されているのであるが<sup>(27)</sup>、この給与表は連隊に対して一括して配分されるところの財政支出額計算のための基準にすぎず、連隊長自らが行う給与支出行為

はこれによって制約されていなかった。即ち連隊長は諸経費や自分の給与に加えて相応の利益を恣意的に計算し、全運営資金からそれらを差し引いて自分のものとしたのち、残りの金額を中隊長に中隊経営資金として一括して配分したのであるが、中隊長もまた自らの取分を自分の裁量によって得た後に、最終的に残額を中隊の将兵に給与として配分した。いずれもその支出行為に対しては、ほとんど外部から規制を受けることがなかったのである。なお連隊長は連隊内に自らの中隊を持ち、同時にそれらについて中隊長をも兼務していたので、連隊に加えて中隊経営による利益も得ていた<sup>(28)</sup>。このような軍団の自律的運営は、人事や裁判制度によっても保証されていた。中隊の将校人事は中隊長が作成した案にもとづくとはいえ、連隊長の承認を必要とし、中隊長の選任は連隊長が行っていた。また連隊は独自の裁判権を持ち、連隊長は将兵の中から判事を指名し、軍事裁判を主宰していた<sup>(29)</sup>。

軍団財政の自律的性格や将校職の私的性格は、それがもたらした社会的帰結において、前節で検討したところの御領地経営や御領地官のそれとは到底比較できない。その意味を理解するには、軍団財政を軍事財政制度全体の中で考えてみる必要がある。当該期の軍事財政の最大の特徴は、支出金庫である軍団財政ばかりではなく、収入金庫としての身分団体金庫もまたそれ自体の裁量権によって運営され、双方を計画的に統合するところの制度が脆弱であったという点にある。シュヴァルツェンブルク体制期においては、軍事評議会の下に統一的軍事金庫を設置しようとする試みもあったようであるが、しかしそれは実現せず、軍事財政全体の調整は、評議会の中に

設置された軍事書記局Kriegskanzleiが作成・発行する支払指図書Assignmentによって行われていた<sup>(30)</sup>。これは統合的中央金庫不在という条件の下で、特定のクライスや都市金庫の収入を特定の連隊に割り当てる方法であり、前者に宛てて発行された支払指図書を後者に給付し、後者は前者より軍団運営資金を直接受け取る仕組みとなっていた。この制度の問題点は次の3つに求めることができる。第1に、租税即ちコントプチオン課税に関してもヴァレンシュタイン占領時の制度にならぬ、領邦議会や身分代表者委員会にはかるといふ正規の手続きを踏まずに軍事評議会の裁量で行い、収入金庫と支出金庫の組み合わせも評議会が独断で決定していたことである<sup>(31)</sup>。このためクライスや都市にとってみるならば、それは正当性に欠ける課税と感ぜられるのは無理もないことであった。第2の問題点は、軍団運営資金を連隊が直接にクライスや都市から受け取るという仕組みそのものにあり、しかも連隊長が既にかかる資金を前貸ししているため、資金受け取りは「債権回収」という性格を帯びることによって、その欠点は決定的となった。何故ならばこの「債権者」は自ら軍事力を持ち、それによる「債権回収」が暴力的性格を伴うのは必至であったからである<sup>(32)</sup>。第3は、軍事財政全過程に対して監督責任を有するところの軍事評議会、総軍政コミサール以下の軍政組織が有効に機能せず、諸身分側から軍団側への資金・物資供給体制を構築できなかったことである<sup>(33)</sup>。この結果、収入金庫と支出金庫が仲介者なしに直接対峙するがごとき状況が生まれたのであった。

以上のごとき軍事財政制度の問題点は、ブランデンブルク軍増強とともに30年代末か

ら40年代初頭にかけて破局的様相を呈していった。先ず将校達の前貸しが順調に回収されずに、連隊長ばかりか連隊副官など中隊長クラスにも、10,000ターレルを超えるような多額の債権を持つ者が生まれた。かかる債権回収が必ずしも現金によって行われる必要はなく、現物徴発も認められていたことは、問題を一層悲劇的にした。軍隊はクライスや都市金庫から資金を受け取れない場合は、納税者である住民から直接に現物徴発を行い、ここではもはや合法的な徴発と掠奪の区別がつかなくなるような事態が生じたからである<sup>(34)</sup>。他方諸身分側にとってみるならば、課税の正当性は言うに及ばず、各軍団に支払うべき軍団運営資金の計算根拠もまた不信を呼ぶものであった。即ちかかる資金計算の基準は、既に述べたように、兵士扶養令に記された給与表によって定められており、それに将兵数をかけて総額が算出されたのであるが、実際に現員数が定員を大きく下回っており、このため連隊長達が不当に過大な請求を行い、現実には存在しない「架空兵士」passevolantの分まで負担させられているのではないかと、彼らは不信を抱いたのである。この疑念は根拠のあるものであり、38年においてクリッツリンク連隊は2,600人の定員に対して400人の現員、ヴァルドウ連隊は1,200人の定員に対し100人の現員しか抱えていなかったが、彼らは定員どおりの資金を請求するといった極端な事例までみられた<sup>(35)</sup>。

なるほど将校の多くはブランデンブルクの騎士身分に属していたし、その官職貴族としての発展の中から生まれたと考えることができる。それにもかかわらず結局は、両者の対立は傭兵軍制と軍事財政の以上のごとき特徴

によって構造的に必然であったといえよう。この対立を止揚しようるのは、第三者である軍政組織において他にはなかったと思われるが、しかし合理的軍事財政も、効果的軍団査察体制も創出されず、軍政組織は両者の仲介機能を充分果たすことができずに終わったのである。

## 2 1640年代の統治体制

以上の対抗関係は、1640年におけるフリードリッヒ・ヴィルヘルム即位と武装中立路線への転換によって表面化した。即位後に生じた権力関係変動の第1は、宮廷でのシュヴァルツェンベルク派の権力喪失である。即ち彼によって排除されていた親スウェーデン派の指導的貴族が次々と復権し、枢密参議会に加わる一方、シュヴァルツェンベルク派に対しては不正蓄財の嫌疑がかけられ、彼らの影響力は一掃されることになる<sup>(36)</sup>。続いてわれわれは、1640年からほぼ10年間続くところのフリードリッヒ・ヴィルヘルム治世初期の体制がどのような性格を有していたか、また30年代以来の傭兵軍増強によってもたらされた諸問題が、その下でどのように対処されていたかについて、検討することにしよう。

さてシュヴァルツェンベルク派失脚の後、軍事評議会によって掌握されていた軍政指導権が41年に再び枢密参議会に復帰し、またブルメンタール解任後も新たな総軍政コミサルは置かれなかったため、枢密参議会は最高行政機関としての地位（しかもブランデンブルクを超え、選帝侯の全領土に対する）を回復することになった。枢密参議会の構成からは次の3つの性格を読みとることができる<sup>(37)</sup>。①16世紀以来のブランデンブルク名門貴族、即ちゲーツェS. v. Götze、ガンスA. G. Gans

zu Putlitz、ヴィンターフェルトS. v. Winterfeld、クネーゼベックTh. v. Knesbeckの任命は、城主＝官職貴族の復権を印象づけるものであった<sup>(38)</sup>。②ヴェストファーレン条約によって確認されたホーエンツォレルン家の領土拡大（プロイセン、クレーヴェ＝マルク、ヒンターポメルンなど）に伴い、ブランデンブルク外出身の貴族が含まれていること。ライン貴族ノルプラートJ. v. Norprathやポメルン貴族シュヴェリンO. v. Schwerinなどがそれである。③将校達の権力的成長を反映し、ブランデンブルク名門貴族ではあるが、それと同時に将校でもある人物が登用されている。K. v. ブルクスドルフ、K. B. v. フュール、H. G. v. リベック2世がそれに当たる。このうち②に含まれる者たちが、本格的に力を発揮し始めるのは50年代以降のことである。従って40年代の体制をここで簡単に特徴づけるならば、30年代後半の3つの権力グループのうちシュヴァルツェンベルク派軍政組織を排除した上で、他の2つのグループ、即ち同じくブランデンブルク名門貴族出身ではあるが、騎士身分をも代表するところの伝統的な城主＝官職貴族と傭兵軍将校のバランスの上に成り立った体制、とすることができるだろう。

この体制が対処を迫られていた最大の課題は、傭兵軍の常備軍化を前提とした上で、諸身分と傭兵軍間の政治的対立に解決の道筋をつけることであった。これは、フリードリッヒ・ヴィルヘルム即位とシュヴァルツェンベルク派の軍政組織解体によって、これまで後者により押さえ込まれていたクライス騎士身分や都市の傭兵軍への不満が、一気に表面化したことで火急の課題となった。特に重要な

のは、40/1年の領邦議会で繰り広げられた諸身分による将校批判とその帰結である<sup>(39)</sup>。諸身分側は30年代後半の国土破壊はスウェーデン軍によるよりも、ブランデンブルク軍やオーストリア軍の掠奪行為によるところが大きいと捉え、アルトマルク、ウッカーマルク、ノイマルクの都市や騎士身分の中にはスウェーデン軍への物資補給に応じる一方、ブランデンブルク軍の宿営を拒否する動きさえあった<sup>(40)</sup>。40年代をリードした上記の構成を特徴とするところの権力エリートは、諸身分と将校の対立をどのような方向で解決しようとしたのか、次に論じることにしてしよう。

諸身分側の将校批判とそれにもとづく選帝侯への請願としては、41年1月8日付けの諸身分からの請願が特に重要であるが、この時はまだシュヴァルツェンベルクは総督の地位にあった。他方請願の作成者5人のうち、都市代表2名を除く騎士代表者3名の構成は注目に値する。いずれも名門貴族出身者であるが、シュヴァルツェンベルク派の失脚と同時に枢密参議に選出された上記ヴィンターフェルト、ヨハネ騎士修道会管区長であったシュリーベンM. v. Schliebenの他に傭兵軍連隊長G. E. v. ブルクスドルフが騎士身分代表として請願の作成に関わっていた<sup>(41)</sup>。彼らの傭兵軍批判と選帝侯への要請は次のようにまとめられる。①軍隊の削減。ブランデンブルク軍の実態が定員を大幅に下まわっている点を批判し、全軍を戦闘力の優れた実体のある歩兵5個連隊にまとめあげ、騎兵軍はオーストリア軍に譲渡することを提案した。その後存続させるべき部隊として、歩兵16個中隊（1個中隊＝150人）、騎兵3個中隊（1個中隊＝100人）という内容の、より具体的な要望が

提出された。②夏期給与の維持。38年以後ブランデンブルク軍には、単価の安い夏期給与Sommertraktamentが年間を通じて支給されていたが、ロッホウが将校利害を代表して連隊運営の困窮を訴え、議会に対して冬期給与Wintertraktament再導入の請願を提出している。これに対して諸身分側は、ここでも連隊の定員未補充と諸身分側の加重負担を理由に、冬期給与導入による給与引き上げに反対した。③軍団財政への査察（会計監査）体制確立。定員と現員の乖離は、軍団財政＝連隊運営の大幅な自律性と査察体制の欠如によるところが大きく、この点も諸身分側からの批判を免れえなかった。40/1年議会では、これに対して軍団財政への諸身分による監視体制が要望される。具体的には騎士、都市両身分から選出されたコミサールによって、軍団は四半期毎に査察Musterungを受け、支払指図書は査察記録簿にもとづき、実態（現員数）に即して作成されるべきであるとされた。④軍隊による強制徴収廃止。軍団自体による租税徴収が事実上掠奪となっている実態を指摘し、コミサールや都市参事会の監督下で、民政執行官であるラントライターLandreiter od. Landreuterによって租税未払分の徴収は行われるべき、というのがこの点での諸身分側の要求である。⑤租税承認権の確認。諸身分の承認手続きを経ることなしに支払指図書が振り出され、租税徴収が強制されていたことを批判し、諸身分の同意の上で発行された支払指図書以外に対しては、今後租税徴収を行わないことが宣言された。

以上の要求に対し、41年3月31日には選帝侯より<sup>(42)</sup>、また7月3-13日にはブランデンブルク総督であるエルンスト辺境伯から回答



があった<sup>(43)</sup>。なるほど選帝侯の返答は、諸身分が従来有していた租税承認などの諸特権尊重を約束した上で、軍隊による国土破壊の実態調査や、軍隊削減、夏期給与維持、軍隊による租税強制徴収の廃止、軍団査察強化などを認め、諸身分の要望の正当性を基本的に受け入れていたが、しかし具体的内容に乏しいとの印象は拭えないものであった。これに対して総督の回答は、査察の実行を約束はするが、それを待って租税徴収するのでは遅すぎるゆえ、必要資金調達は早急に行わなければならないこと、また軍隊の削減については歩兵16個中隊、騎兵2個中隊まで認めるが、しかしそのかわりとして冬期給与導入を行うことを主張し、軍隊に対しても譲歩の姿勢を示していた。結局40年代初頭において実現したのは軍隊の削減と諸身分の租税承認権確認、都市と農村間の租税負担配分調整（2対1より59対41へ）などとどまり<sup>(44)</sup>、軍政組織のあり方についてはほとんど内実のある結論を得ることができなかったのである。

このような結果は、上述の権力の構成からして、そのしからしめるところであったといえる。40年以後の路線変更、即ち武装中立への転換はオーストリア、スウェーデン両陣営から距離を保つことで社会に対する軍事的負担緩和を意図したものであり、諸身分側の強い意向によるものであった。請願書を作成した騎士身分代表ヴィンターフェルトが枢密参議に任命されたことは、このような要望を権力構成に反映させたものであった。しかしそれと同時に、連隊長であったG. E. v. ブルクスドルフ（弟）が騎士身分代表の一人として請願書作成に加わる一方、ロッホウ連隊を中心に将校の間に軍隊削減やオーストリアとの同

盟解消に対して不満が生じると、それに対処し、新選帝侯の下への軍の統制が可能となったのは、K. v. ブルクスドルフ（兄）の軍隊内での指導力ゆえであったことは看過されてはならない点である<sup>(45)</sup>。騎士身分と傭兵軍の間の利害調整は、ヴィンターフェルトやクネーゼベックのような伝統的官職貴族ではなく、むしろ両者に足場を持つブルクスドルフ兄弟を軸にして進められた。騎士身分からの軍隊削減要求は、国土の荒廃を目の前にして受容せざるをえなかったが、しかし軍団運営への統制といういまひとつの要望は、将校の特権を侵害しかねないものであり、租税承認権を無視した課税が諸身分の特権を侵害するのと同様な意味を将校達に対して持ったといえる。ブルクスドルフらのリーダーシップによる限り、諸身分の課税承認権回復、軍隊縮小、租税負担軽減に政策課題が限定され、軍団運営への統制は真剣に追求されようがなかったとせねばならない。16世紀の城主＝官職貴族達が、宮廷と騎士身分双方に発言力を有し、両者の利害を調整することによって権力エリートとしての地位を確保したように、ブルクスドルフをはじめとするブランデンブルク名門貴族出身の将校達は宮廷における選帝侯の信頼とともに、傭兵軍での指導力、騎士身分における声望を兼ね備え、それらの間の利害調整を行い、こうした能力によって1640年代のブランデンブルク政治をリードした。しかし40年代以後も傭兵軍は常備軍として恒常化する中で、親族関係や同一身分への帰属を頼りとする一部将校＝貴族の個人的リーダーシップによるかぎり、軍政組織の整備とそれによる傭兵軍の権力内への統合がはたして可能であるかは、大いに疑問とせねばならな



かった。K. v. ブルクスドルフやフェールらを中心に、選帝侯の全領土を包括するブランデンブルク＝プロイセン軍の編成が43、4年頃より本格的に追求され始めたが<sup>(46)</sup>、軍団への統制とそのため軍政組織整備はこの間ほとんど実現しなかった。フェールは、11,000人からなるブランデンブルク軍編成のための企画書を44年3月に選帝侯に上申し<sup>(47)</sup>、その中で住民台帳作成にもとづく計画的兵員徴募と租税負担分配という優れた案を構想（未実現）していたが、その案でさえも軍政組織に関してはみるべき内容を含んでいない。17世紀後半においてもブランデンブルク＝プロイセン国家は断続的に戦争に直面し、軍隊の増強が進められる。しかし騎士身分と将校の利害が究極的には対立せざるをえない関係にあったことを考慮するならば、ブルクスドルフらの16世紀的統治スタイルによって、両者の間の根本的矛盾が解決される展望はなかったと考えざるをえない。結局50年代以降新たな権力エリートの参入と、彼らの指導力によってかかる問題は解決されていくが、この点は次節で検討されることになるであろう。

### III 三十年戦争による農村社会荒廃

三十年戦争によるドイツ社会の荒廃は地域によって様々であり、一般的評価を急ぐよりは、むしろ地域毎に実証を積み重ねることが大事である<sup>(4)</sup>。オーストリアとスウェーデン間の主戦場となったブランデンブルクは、ドイツの中でも被害の程度が大きい地域に属していたことは間違いない。戦争による被害を検討する場合、農場数や生産力レベルの低下という数量的視点とともに、村落や領主制のような社会秩序への質的影響の面からも考察

を加える必要があるだろう。前節において城主＝官職貴族主導による16世紀の農村社会秩序確立を検討したわれわれにとっては、後者の観点は確かに重要であるが、ブランデンブルクに関しては三十年戦争下の農村秩序についての情報は断片的で<sup>(2)</sup>、現時点でこれについてある程度一般的な理解を提示することは困難である。そこで本節では農民農場の減少と生産力低下に考察を限定せざるをえない。なお三十年戦争時における人口減少に焦点を当てて、社会破壊の程度を同地域について明らかにしようとする研究が少なからず存在するが、農村を対象とするそれは一部のクライスに限られている。これに対して都市人口減少に関しては、ブランデンブルク全体を検討した研究もみられる。農村社会の荒廃の度合いをみる前に、都市研究の成果によって全体を概観しておくことにしたい（第9表）<sup>(3)</sup>。

ほとんどのクールマルク諸都市は1645年において25年比で30%台以下に市民世帯数を減らしてしまっていたが、戦争中の荒廃の程度は都市の性格や、地理的事情によって様々であった。宮廷都市ベルリンの市民世帯数減少は最も軽微で、ベルリン・ケルンの双子都市は、戦前比80%を戦争末期に維持していた。また要塞都市シュパンダウ市もこの間6割の市民を維持し、同市や新旧ブランデンブルク市、ポツダム市を含むハーヴェルラントには1645年において戦前比48%の市民世帯が残っていた。他に比較的損害の軽くないのは、ベルリンと並んでクールマルク3大都市を形成した新旧ブランデンブルクとフランクフルト（O）である。両市は戦時中に市民世帯数を半分以下に減らしたとはいえ、戦争直後に回復は進み、52年には戦前比半分程

度まで戻っていた。これに対し他の都市の多くは1645年において戦前（1625年）比30%台以下にまで市民世帯数を減らし、特に北東部のウッカーマルク諸都市と南部のテルトウの都市は10%台の市民数を有するに過ぎなかった。宮廷都市、要塞都市、大都市を除き、通常の都市は市民世帯数の点から見るならば、三十年戦争によって壊滅的被害を受けたとって過言でないだろう。

### 1 農民農場の減少と生産力低下

三十年戦争による農村社会の荒廃を概括的に捉えるに際して最も有効な資料は、52年に各クライスで作成された「ラントライター報告書」Landreiterberichteである。これによって戦争終了後の村落毎の農民農場数を把握しうる。この調査が行われたのは、労働力確保を目指して農村への入植振興をはかるためであったが、それと並びかつてのフェールの計画にならい、兵士を徴募するための基礎資料を作成することがそこでは目指されていた。プリクニッツとルピンの報告書はJ. シュルツェによって公刊されているが、エンダースらの編纂した『ブランデンブルク村落・都市歴史事典』Historisches Ortslexikon für Brandenburgの各村落欄にも、同報告書のデータが掲載されている<sup>(4)</sup>。なお戦前との比較で農場数減少の度合いを算定する場合、報告書に保有主を欠く荒廃農場数が記載されている場合は問題がない。これに対して、このような記載のない報告書もあり、その場合基本的には24年に作成されたショッス課税台帳のデータと比較して減少数を導き出すことになる。以下北部の大クライス（ルピンも含む）を概観した後、ミッテルマルクに属す南

部の小クライスの場合についてみることにしよう。

#### ①プリクニッツ<sup>(5)</sup>

同クライスのラントライター報告書には各村落毎の農場・世帯数に不正確な記載が散見される。この結果クライス全体の集計数については、ラントライター自身の明らかに過大な農場・世帯集計と、J. シュルツェによる集計、W. B. ブリッスの集計が全て異なるという事態が生まれている。さらに村落毎に階層分類基準が微妙に違っていることも集計を困難にしている。従って集計値は決して厳密なものではなく、近似値であることが留意されねばならない。本稿では農場数算定に際して次のような操作を行うことにする。村落によって半フーフエ保有農民Halbhüfnerや半コセーテ農民halber Kossätが独自に分類されている場合があるが、それらは全てフーフエ保有農民とコセーテ農民にまとめる。また階層分類することなく、全共同体構成員を世帯主Hauswirteとして一括している村も見られるが、それらに関しては明らかに漁師Fischerkatenと推定される場合を除き全てフーフエ保有農民とし、コセーテ農民かケットナーであるか判別が困難な者はコセーテ農民に分類している。なおプリクニッツには24年のショッス課税台帳がないため、1576年に作成された農村税・ギーベル税台帳の数値によって戦前の農場数を確認する。1624年時点の農場数は既に16世紀末より始まる不況の影響を受け、16世紀の全盛期のそれより減少していることが自明視されており、これに対して1576年の数値は16世紀好況絶頂期の状況を示していると考えてよい。52年報告書に記録があるにもかかわらず、1576年台帳には

それがない村落もあるが、それらに関しては1652年の集計にも加えていない。以上のような操作によって算出された農場数は、1576年が4,478（フーフエ保有農民：3,315、コセーテ農民1,163）であるのに対し、1652年は1,695（フーフエ保有農民：1,095、コセーテ農民600）であった。即ち農場数は戦前比38%に減少したことになるが、フーフエ保有農民の減少率はコセーテ農民のそれを上まわっており、このため両者の百分比は74：26より65：35へと変化している。従って農場数の減少のみならず、平均的農場規模の縮小がこの間に進んでいたと考えられる。ところで、40年代中頃よりクールマルクでは人口数に一定の回復があったと考えられており、プリクニッツの場合も52年の農場数は決して戦争末期の最低値ではなく、増勢に転じた後の農場・世帯数であることがここでは考慮されねばならない。それではどの程度回復がなされていたのであろうか。出身地に関するデータは、相当数の新規入植者がこの間あったことをうかがわせる。ブリッスはラントライター報告書に記載された全ての世帯主（小都市＝間接都市市民も含む）の出身地を調べあげた上で、42%（2,115人中886人）が当該村落外の出身者であることを確認している。しかもその中には近隣村落のみならず遠方の出身者も多く含まれており、例えば三十年戦争の影響が比較的軽微ですんだと言われているホルシュタイン、ハンブルク、リュウベックから計175人の移住者があった。他にメクレンブルクから70人が世帯主としてプリクニッツに移り住んでいる。クレーストKleest、シュヴィーネコッフ Schwinekoffe、グローセンベルクGroßen-Bergの3村のように、世帯

主全てが領邦外の出身者に入れ替わってしまうような事例まで存在した。なるほど全ての村外出身者が入植者とは限らないが、それにしても村外出身者が世帯主の4割を占めていたことは、相当数の新規入植者があり、彼らによって農場の再建がなされつつあったことを推測させる。

## ②ルピン<sup>6)</sup>

ルピンのラントライター報告書をプリクニッツのそれと比較するならば、保有主を持たない荒廃農場数の項目を持つこと、軍隊経歴についての詳細な記述があること、これに対して出身地についての記載を欠くこと、などの特徴を認めることができる。ここでもラントライター自身によってまとめられた集計値は不正確であり、シュルツェは1652年時点の農場保有者を約900、これに対して保有主のない荒廃した農場数を1,400と、概数のみを示している。ただしこの中には手工業者や漁師の他に、フレッケンFlecken（半農村的な小間接都市）の農民市民Ackerbürgerも含まれている。手工業者や漁師を除き、農民市民も含めた農民農場数に限定するならば、筆者の計算によると、現存農場数が863（フーフエ保有農民：541、コセーテ農民：278、いずれか不明：44）であるのに対して荒廃農場数は1,343（フーフエ保有農民：857、コセーテ農民：363、いずれか不明：123）となる。従って6割の農場が保有主を失い、この結果全農場の中で耕作主を持つ農場は39%ということになる。また分類不明の分を除くならば、保有主を持つ農場のフーフエ保有農民とコセーテ農民間の比率（66：34）を、荒廃農場も含めた全農場における両者間比率（69：31）と比べた場合、フーフエ保有農民の相対的減

少を示しており、本クライスでもまた平均的農場規模の縮小が進行していたことをうかがわせる。なお報告書は出身地の記載を欠き、このため新規入植者数を知る手がかりはないが、シュルツェは戦争終了時点で保有主を持つ農場は全農場のうち3分の1程度ではなかったかと推測している<sup>(7)</sup>。それを基準とするならば、52年時点の新規入植者数はわずかなものにとどまっていた。なお農場保有者の中には59人の退役兵が含まれている（全農民農場主の6.9%）。これらの兵士の多くは戦争終了後の傭兵軍解散・縮小を受け、農村に帰還・入植した者たちであろう。ルピンの報告書からは、戦後の農村再建にあたって退役兵の力が無視できるものでなかったことを知ることができる。

### ③ウッカーマルク<sup>(8)</sup>

本クライスの三十年戦争後の農場数に関しては、エンダースの研究によると、次のごとくであった。戦前に存在した222の村落とフレッケンのうち、1650年には87が完全に廃村化し、24年に4,807農場Stelleあったフーフェ保有農民、コセーテ農民、漁師は、50年にはわずかに合計497しか残っていなかった。即ち戦前比10%に減少してしまったのである。しかもこの数字は、43-7年の最低の状況から一定程度回復した後のものであることに、彼女は注意を促している。都市と同様に農村に関しても、ウッカーマルクは最も手ひどい打撃を受けたクライスであったといえる。

### ④ツァウヒェ<sup>(9)</sup>

ミッテルマルクの小クライスである本クライスは、これまで検討した①から③までの北部に位置する大クライスとは農民農場数減少に関し異なった傾向をみることができる。

ツァウヒェの24年のショッス課税台帳では農場数とともにフーフェ数も調査されたが、52年のラントライター報告書では農場数だけが記載されていたようである。このためここでも農場数を基準に比較を試みる。集計の結果、農民農場数は24年から52年の間に1,077（フーフェ保有農民:611、コセーテ農民:466）より588（フーフェ保有農民:301、コセーテ農民:287）へと減少したことが明らかになる。率にすると54%の農民農場が保有主を持っており、上記の3つの大クライスに比べ、打撃の度合いは軽かった。なおフーフェ保有農民とコセーテ農民の構成比はこの間57:43より51:49と変化し、ここでも平均的農場規模の縮小を確認することができる。

### ⑤テルトウ<sup>(10)</sup>

本クライスに関しても24年台帳では農場数、フーフェ数ともに記録されているが、52年報告書では農場数の記載しか見当たらないゆえ、農場数を基準に減少の程度を確認することにしよう。24年から52年にかけて農民農場数は1,895（フーフェ保有農民:1,175、コセーテ農民:720）より1,061（フーフェ保有農民:595、コセーテ農民:466）に減り、56%の農場が維持された。ここでも北部の大クライスに比べるならば、被害の度合いは軽くすんだといえる。上述のとおり、本クライスに位置する都市は戦争の間に世帯数の減少が特に顕著であった。都市と農村の間で世帯・農場数減の程度にずれをみることができる。なおフーフェ保有農民のコセーテ農民に対する比率は62:38から56:44に変わり、同じく平均的農場規模の縮小が進んでいた。

### ⑥レプス<sup>(11)</sup>

本クライスにはラントライター報告書はな

く、1654年に作成されたコントリブチオン課税台帳記録を代用することになる。そこではフーフエ保有農民に関しては農場数ではなくフーフエ数が記録されているため、フーフエ数とコセーテ農場数を比較の基準に選ぶことにしたい。またコセーテ農場に関して、フーフエへの換算が可能な場合はフーフエ数の方に加えてある（大コセーテ農場を1フーフエとした）。なお同課税台帳からは現存農場のフーフエ数と農場数ばかりではなく、新規に再建された農場と保有主がないまま荒廃にまかされている農場のそれをも知ることができる。集計の結果は次のとおりである。54年時点での耕作者を有する現存フーフエ数は1,411.75、コセーテ農場数は596であるが、このうち新規入植者によって再建された分は前者が268.5、後者は75.5であり、新しい保有者による農場再建が一定程度進行していた。これに対して相変わらず保有主がないまま再建を待っている荒廃農場に関してはフーフエ数は941.25、コセーテ農場数は464となる。従って54年時点で60%のフーフエと55%のコセーテ農場が保有主を持ち、耕作されていたことになる。また戦争末期の最も荒廃した時期の状況を上の数字から再現するならば、フーフエ数では48%、コセーテ農場数では約50%が耕作されており、約半数の農場が完全な破壊を免れていたと考えてよい。

以上よりクールマルク農村の農民農場数減少に関して、次のような概観を描くことができるのではないか。三十年戦争の打撃を40年代で捉えた都市の場合と50年代前半で見た農村の数字を比較し、いずれの打撃が大きかったかを比べることは意味を持たないが、しかし双方とも大打撃を免れることはできず、

5割程度の市民世帯数や農場数の減少にとどまった地域は恵まれた部類に属し、少なからぬ地域で戦前比3割台以下にまで減少してしまっていた。農村に限定するならば、北部の大クライスにおいて特に被害は甚大であり、50年代初頭において北西部のクライス（プリクニッツ、ルピン）では4割弱の農場しか耕作されておらず、北東部のウッカーマルクに至ってはわずかに10%にとどまっていた。都市も含め北東部の受けた被害が最も厳しいものであったことは明らかであろう。これに対して南部に位置するミッテルマルクの小クライス（ツァウヒェ、テルトウ、レプス）でも農場数減少が甚だしいものであったことは否定できないが、しかし北部に比べるならば、戦争直後において半分程度の農場が維持されていたことで、まだ恵まれていたとさえいえる。さらに農場数の激減とともに注目しなければならないのは、フーフエ保有農民数の対コセーテ農民数比に現れた農場規模縮小化の傾向である。即ち保有者がいて農場が耕作されていた場合であっても、平均的農場レベルにおいて畜耕能力を低下させ、戦前の生産力が維持されていなかったのではないかの推測がこれより可能となる。しかし個別農民農場の生産力低下は、このような概括的集計からは明らかにならないゆえ、続いて個別事例によって、この点を明らかにすることにしよう。

ここで取りあげるのは、フュール家の一支家がレプスに所有していたフリーデルスドルフ領Rittergut Friedersdorfと、クウィツォウ家がプリクニッツに所有したシュターヴェノウ領Rittergut Stavenowの事例である。前者の村落は三十年戦争中に壊滅的被害を受け



た例であり、後者は戦時中半分程度の農場を維持しえた事例としてここで紹介することにしたい。

前者<sup>(12)</sup>はフリーデルスドルフ1村よりなる所領であり、戦前においては各3フーフエを保有する8人の農民Bauernの他に16人のコセーテ農民より構成されていた。対領主負担に関してはコセーテ農民はフーフエ保有農民の半分に評価されていた。しかし1652年にはわずかに3人のフーフエ保有農民と1名のコセーテ農民が居住していたにすぎず、しかもフーフエ保有農民は全員1647-51年に入植した者たちであった。即ち戦前そこにおいて居住していた村落民は、戦時中ほとんど同村において生き延びることはできなかったと考えてさしつかえない。これらの農場のうちフーフエ保有農民のそれは、本来の資産・設備が十全に備わっている場合、300ターレルに評価されるはずであった。しかし3人の農民が農場を領主から購入した際には、それぞれわずかに33ターレル12グロッシェン、49ターレル、63ターレル12グロッシェンにしか評価されていない（第10表参照）。家屋も根本的修理を必要としたが、本来4頭保有すべき馬は全く備わっておらず、また種牝に関してもシンドラーなる農民が購入した農場にはライ麦が備蓄されていたようであるが、他の2名が購入した農場の場合、農民が自ら調達することに迫られていた。基本的に農民の負担で農場が再建されねばならなかったゆえに、彼らには農場再建のために3年間の賦役免除Freijahreが認められている。このように同領の戦争直後の入植者はかつての保有者より畜耕能力を継承できず、生産力的にはほとんど無に近い状況から再建を開始せねばならな

かったのである。

フリーデルスドルフ領に比べるならば、シュターヴェノウ領は戦争を通じて農民農場をよく維持していた。同領は計14の村落、分農場より構成される大領地であった。その中の7村には、戦前計50のフーフエ保有農民の農場と25のコセーテ農場があったが、49年にはこのうち20のフーフエ保有農民農場と17のコセーテ農場が残っていた。即ちこれら村落では半分の農場が維持されていた。しかし保有主を持ち、耕作が行われている農場であっても、住居や納屋を満足に持たない農民が少なからずおり、牛馬も不足していたことがここでは注目されるべきである（第11表）。戦後の再建過程で同領のフーフエ保有農民が持つべき農耕用牛馬は8頭であったが、戦前の標準的フーフエ保有農民も同程度の牛馬を保有していたと考えられる<sup>(13)</sup>。しかしかかる基準を満たしている者は49年においてわずかに1名のみであり、17名のフーフエ保有農民が合計48頭の農耕用牛馬を持つにすぎなかった（1農場当たり平均2.8頭。3名に関しては牛馬保有数不明）。しかも畜耕能力を有するコセーテ農民が皆無であることも注目に値する。本領地ではフーフエ保有農民農場とコセーテ農場の比率は戦前に2対1であったのが、戦後にはほぼ拮抗し、畜耕能力を有する農民の相対的減少を確認できるのである。農場数減少の程度という点で、平均的村落に比べ軽微であったとさえ考えられるシュターヴェノウ領においてもまた、かろうじて戦争を生き延びた農民農場の生産力低下は著しく、それは農耕牛馬不足に如実に示されていた。

前節では、16世紀の農場領主制形成による農民経営への打撃を過大評価すべきではなく、

城主＝官職貴族主導の社会秩序確立によって、農民経営も総じて安定を享受していたと述べた。むしろ三十年戦争こそが、傭兵軍の無規律な掠奪行為によって社会秩序を動揺、崩壊させ、農民農場とその生産力を大規模に解体させたことが以上より明らかになった。こうした事実は、農場領主制研究についても次のような反省を迫るものとなるだろう。17世紀後半における農場領主制の確立過程について、三十年戦争後の絶対主義国家と領主権の共同搾取体制から説明しようとする傾向がこれまでみられた<sup>(14)</sup>。しかし以上の農村荒廃状況を確認した今、農場領主制の発展過程については、三十年戦争による農民農場の数的減少や生産力低下を考慮に入れない説明は虚構の上に論を展開するに等しいと断言できる。生産力を破壊され、牛馬を満足に持たない農民に、いったいどのようにしたら賦役の強化を強制できるか、大いに疑問としなければならない。またプリクニッツやレプスのデータより、40年代後半以来新規入植者によって農場の再建が行われつつあったことは明らかであり、このような入植者の中には遠方からの移住者や退役兵もかなり含まれていた。農村において村落民の減少ばかりではなく、その構成に大規模な流動化が起きていたことをうかがわせる。17世紀後半における農村社会再建と農場領主制の展開過程は、16世紀の順調な好況局面とはおよそ異なった環境下で行われたことは看過されてはならない。第3節ではこれらの点を念頭において農場領主制の確立過程が検討されることになるだろう。

## 2 所領所有構造の変化

農民農場の減少と生産力低下は、彼らの賦

役労働＝畜耕能力に大きく依存していたところの領主経済に対して、巨大な打撃となったことはいうまでもない。しかも領主直営農場自体も甚大な損害を戦争によって被っていた。フリーデルスドルフ領は30年代後半にブランデンブルク軍とオーストリア軍の掠奪にあったが、領主も被害を免れることはできなかった。この結果、館や教会は荒廃したままで終戦を迎え、納屋や家畜小屋は崩壊状況にあった。排水用の堀が埋まったまま放置されていたが、同領はオーデル河流域の低湿地帯にあったゆえ、領主農場の耕地も水をかぶり、野草や灌木で覆われ、耕作できるような状況にはなかった<sup>(15)</sup>。これに比べればシュターヴェノウ領の方がよほど恵まれていたとはいえ、3つの直営農場における49年の播種量は、1601年比でライ麦：43%、大麦：68%、燕麥：12%にまで減少していた<sup>(16)</sup>。領主にとってのジレンマは、農民農場の減少とその生産力低下のため、直営農場の再建を農民への負担転嫁によって行いうる状況になかったことにある。それどころかむしろ次節でも説明するとおり、直営農場の再建と並行して、農民農場入植者への支援もまた領主に課された課題となっていた。領主経済、村落双方の再建を実行しうる能力を欠く領主たちは、この過程で所領喪失の危険に直面することになったのである。その典型的事例は上記2所領の領主達であった。フリーデルスドルフ領はフェール家(当主は既述のK. B. v. フェールとは別人物)によって所有され、同家は農民農場の再建にも努めたが、思うように入植者が集まらず、ついに52年にゲルツケ家(当主はII註(24)にある将校と同一人物)に売却された<sup>(17)</sup>。他方シュターヴェノウ領も名門のク

ウィツォウ家が、資金難によりブルメンター家（当主は既述の総軍政コミサルと同一人物）に49年に売却している。このような事例は数多く見られ、17世紀には多くの領主が資金力欠如によって領地を手放し、新たな領主の手によって再建がなされていった。その再建過程の検討は本節の課題ではないが、この間の所領所有構造の変化に関しては、エンダースのプリクニッツ研究に主に依拠しつつ<sup>(18)</sup>、ここで扱うことにしよう。

17世紀プリクニッツにおける所領売買の数的変動をみるならば（第12表参照）、1600-30年に第一の山があり、既に戦争前にかんがいの領地が所有者を変えていたことが明らかになる。しかし戦争被害の頂点にあった30年代には急減し、その後40年から70年にかけて再び多くの領地が売買されている。戦前における領地売買数の高水準は、16世紀末より始まった長期不況を反映していることは間違いない。既に述べたように、戦前においてアルトマルクのアルヴェンスレーベン、ウッカーマルクのアルニムのような大領主達も当時経済的に行き詰まりつつあったが、本クライスの3大貴族家であったロール、ガンズ、クウィツォウ各家もまた債務の累積に苦しんでいた。さらに当時貴族の間で広く行われていた債務連帯保証は、不況下で経営的に弱体化した貴族家の債務累積や破産を連鎖的に拡大する役割を果たしたことが、エンダースやハーンによって指摘されている<sup>(19)</sup>。ロール家が、債権者であるヴィンターフェルト家にフライエンシュタイン領 Rittergut Freyensteinなどを1620年に売却しているのも、連帯保証によって債務を膨張させた結果であった。戦争は財力を弱体化させた領主

の没落を決定づけることになる。しかしそれにもかかわらず30年代に領地売買がおもいのほか少ないのは、戦時中に施行された債務支払猶予Indultの効果によるものであろう。クールマルクでは全般的債務支払猶予令が31、34、36年に出され、30年代を通じて債務者、特に領主達はそれによって保護されてきた<sup>(20)</sup>。40年代に入っても困窮状態が続くことには変わりなかったため、騎士身分はモラトリウム延長や利子負担の低減を要求し、特に43年の領邦議会（実際は代表者議会）でその問題をめぐって、債務者利害を代表する騎士身分は都市や君主との間で論争を繰り広げた<sup>(21)</sup>。選帝侯フリードリッヒ・ヴィルヘルムは若干の利子削減を認めたが、しかしモラトリウムの延長はついに実現しなかった。領主の破産を人為的にせき止めてきた債務支払猶予の終了は、重い債務を負いつつ領地再建に取り組まねばならなかった領主にとっては破産宣告にも等しかったといえる。40年代以後の再度の領地売買増大は、このような経緯より生じたと考えてよい。

それではかかる領地売買により、プリクニッツにおいて所領所有構造にいかなる変化があったであろうか（第13表参照）。中世以来の名家であり、また16世紀においてもクールマルクの指導的官職貴族家としての地位を確立していた本クライスの3大貴族家のうち、17世紀を通じて所領規模を維持していたのはガンズ家に限られ、クウィツォウ家とロール家は多くの領地を失い、特に後者の衰退が著しい。中堅貴族家の中ではヴァルンシュテット、メーレンドルフもまた領地を減らしている。これに対して領地を大幅に増大させた貴族家にはヴィンターフェルト、ブルメン

タール、プラーテン各家を数えることが許されるだろう。ただしこのうちヴィンターフェルトが領地を拡大した時期は、後二者の場合とは異なっていた。既に述べたとおり、同家はガンス家などとともに17世紀初頭に選帝侯の側近として活躍しており、このため同家が領地を買い集めたのは領地売買の第1の山である17世紀初頭に集中している。従って16世紀後半の新興官職貴族ザルデルン家の隆盛とともに、その発展は16世紀的城主＝官職貴族家としての成長の枠内にとどまっていた。男子数減少や不況によって傾きつつあったロール家よりヴィンターフェルト家がフライエンシュタイン領を購入したのは、1620年であったことがここで想起されねばならない。これに対してブルメンタール家とプラーテン家の領地拡大は世紀中葉に行われた<sup>(22)</sup>。この両家に共通することは、構成員に軍政コミサル（J. F. v. ブルメンタール、S. C. v. プラーテン）と将校（A. J. v. プラーテン、C. E. A. v. ブルメンタール）を持ち、彼らが三十年戦争中より50年代にかけてブランデンブルクの軍政や軍隊で指導的地位にあった点にある。J. F. v. ブルメンタールがクウィツォウ家からシュターヴェノウ領を購入したのも49年であった。三十年戦争が多くの貴族の財産を破壊したのに対し、この間むしろそれを資産蓄積の機会に転ずることができたのが、ブランデンブルク内外で軍人や軍政官として活動した者たちであった。ザルデルンやヴィンターフェルト家にかわって、17世紀中葉にはブルメンタール、プラーテン家など軍関係者を持つ貴族家が、困窮した貴族家に対して資金を融通する役割を担うようになり、その結果後者から前者への領地の移動が起こっ

た<sup>(23)</sup>。フリーデルスドルフ領を52年に買い取ったJ. E. v. ゲルツケが、スウェーデン軍（56年以後はブランデンブルク軍）の将校であったことも決して偶然ではなかったのである。

#### IV 小括

17世紀前半にはホーエンツォレルン家にプロイセン、クレーヴェ＝マルクなど次々と領土拡大の展望が生まれたが、ブランデンブルクはそれにふさわしい国家的体制を構築する余裕を持たなかった。むしろ内部に深刻な権力対立を抱えたまま三十年戦争に巻き込まれ、さらに戦中新たな対抗関係が生じたことは、ブランデンブルク社会の壊滅的荒廃の決定的要因となったといつてよい。対立の第1は、一大国家誕生に利害を追い求める内外のカルヴァン派貴族が宮廷に結集し、身分団体に集まった大多数のブランデンブルク貴族との間に軋轢が生じたことである。このことは、城主＝官職貴族によって宮廷、身分団体双方の利害・意思調整が行われていた16世紀的権力構造の終焉を意味し、かかる権力的分裂状況が、三十年戦争に用意もないままブランデンブルク国家が巻き込まれ、被害を拡大した原因となった。なお48年のヴェストファーレン条約によってプロイセン、クレーヴェ＝マルクに加え、ヒンターポメルン、マクデブルク、ハルベルシュタット、ミンデンをホーエンツォレルン家は領土に得、これらをひとつの統合的国家に築きあげる課題に、以後君主と権力エリートたちが直面するようになる。この結果、ブランデンブルクを超えて活動するエリート達が、ホーエンツォレルン国家(以後「ブランデンブルク＝プロイセン」とする)



の中核部を成すブランデンブルク（特にクールマルク）の伝統的貴族と協同することは、新たな権力の安定にとってこの後重大な条件となっていくであろう。

17世紀前半にブランデンブルクに生じた第2の対抗関係は、16世紀の農村社会と権力構造を築き上げたところの城主＝官職貴族層が、その形態転換の中から傭兵軍将校という一種の鬼子を生み出し、後者がその母胎となった貴族達と対立を繰り広げ、ブランデンブルク社会に対して破壊の主導者として臨んだことである。16世紀的構造を決定的に破壊したのは彼らであった。従って権力内での重要性を飛躍的に高めた傭兵軍将校を、いかにその中に再統合するかが、三十年戦争後の差し迫った難題となり、そのために軍政組織の整備が避けて通れぬ課題となって浮上した。同様に農村社会においてもまた、経済力を弱体化させた一部の城主＝官職貴族にかわって、将校や軍政官が大領主として成長しつつあったことにも注目せねばならない。確かに傭兵軍将校は農村社会破壊の元凶であった。三十年戦争中の彼らの破壊行為によって、農民農場数は激減し、その生産力は破壊された。しかし他面、これら軍関係貴族の資金力を領地再建に活かせるかに、この後の農村再興は多くを依存していた。このように将校達は、二重の意味で社会に統合されねばならなかったのである<sup>(1)</sup>。

17世紀前半に発生したかかる権力内の分裂・対立が以後いかに解決されたか、またその過程でどのような権力エリートが形成され、いかなる体制が構築されていったかは、次節で検討することになる<sup>(2)</sup>。

## 凡例（省略記号）

- ADB = Allgemeine deutsche Biographie, 56 Bde, Leipzig, 1875-1912  
BLHA = Brandenburgisches Landeshauptarchiv Potsdam  
HHBB = Historischer Handatlas von Brandenburg und Berlin (Veröffentlichungen der Historischen Kommission zu Berlin)  
HOLB = Historisches Ortslexikon für Brandenburg (Veröffentlichungen des Staatsarchivs Potsdam)  
JfBLG = Jahrbuch für Brandenburgische Landesgeschichte  
NDB = Neue deutsche Biographie, 12 Bde, Berlin, 1953-57

## 註

- (1) わが国の近世ブランデンブルク＝プロイセン史研究にあつては、三十年戦争期がひとつの重大な空白となっている。
- (2) W. W. Hagen, *Seventeenth-Century Crisis in Brandenburg: The Thirty Years' War, The Destabilization of Serfdom, and the Rise of Absolutism* (以下 *Seventeenth-Century Crisis* と略), in: *American Historical Review*, Nr. 94, 1989.
- (3) 「17世紀危機」概念によって三十年戦争時のブランデンブルク社会を捉えようとする場合、その内容がヨーロッパの他の諸国の説明に対しても多少なりとも有効性を持つ必要がある。本稿では、将校という新しい身分、傭兵軍団という新しい社会集団の権力的統合上の困難に、危機の基本的原因を求めている。このような権力上の問題は、決してブランデンブルクのみが直面していたものではない。例えばフランスについては、17世紀における軍政監察官の形成過程を追った D. Baxter, *Servants of the Sword, French Intendants of Army*, Illinois, 1976や佐々木真「フランス絶対王政期における軍隊行政」『歴史学研究』第650号、1995年を参照されたい。
- (4) 16世紀の権力エリートの構成に関しては、既に第1節での検討でも明らかなごとく、われわれはP.-M. ハーンの研究に大きく依存して



いた。他方17世紀後半のブランデンブルク＝プロイセン国家のそれについては、P. パールのプロソポグラフィ的手法による宮廷研究とハーンの将校研究が重要であり、第3節での検討では、それらの成果を取り入れ、権力エリートを社会的集団として捉えることができるだろう。これに対して17世紀前半に関してはドイツでもこれらに匹敵する研究はなく、そのためもあり本節での権力エリートに関する検討は、政治・軍事上の中心的人物に限定され、その分表面的叙述に終わらざるをえないことを予め断っておきたい。

## I 註

- (1) P. -M. Hahn, *Landesstaat und Ständentum im Kurfürstentum Brandenburg während des 16. und 17. Jahrhunderts* (以下Landesstaatと略), in: P. Baumgart (Hg.), *Ständentum und Staatsbildung in Brandenburg-Preussen*, Berlin/New York, 1983, S.63.
- (2) Schultze, *Brandenburg*, Bd.4, S. 138-40.
- (3) Hahn, *Struktur*, S.185-7.
- (4) Schultze, *Brandenburg*, Bd.4, S.160-4.
- (5) ヨハン・ゲオルク治世の政治動向については Croon, a.a.O., S.13-39.
- (6) 帝国税制については、山本文彦「15・16世紀ドイツの帝国財政と帝国の国家制」佐藤伊久男編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社、1994年。
- (7) Croon, a.a.O., S.56-77.
- (8) この後ブランデンブルク＝プロイセン国家において重要な役割を演じるドーナ家については、NDB, Bd.4, S.43-6.
- (9) Schultze, *Brandenburg*, Bd.4, S.164-7.
- (10) Croon, a.a.O., S.113-30.
- (11) Croon, a.a.O., S.131.
- (12) ガンス、ヴィンターフェルト両家については、本稿、第1節、17頁参照。
- (13) Schultze, *Brandenburg*, Bd. 4, S.190 - 2 ; P. -M. Hahn, *Calvinismus und Staatsbildung : Brandenburg-Preußen im 17. Jahrhundert* (以下Calvinismusと略), in : M. Schaab (Hg.), *Territorialstaat und Calvinismus*, Stuttgart, 1993, S. 243f.
- (14) Schultze, *Brandenburg*, Bd.4, S.181 - 6. ユリヒ＝ベルク大公領の内、ユリヒとベルクはファルツ・ノイブルクに譲り、選帝侯はクレーヴェKleve、マルクMark、ラーヴェンスベルクRavensbergを取得するという内容の合意が1614年にひとまずまとまるが、その後もブランデンブルクはユリヒ＝ベルク領全体の継承権を主張し続ける。
- (15) Croon, a.a.O., S.188-97 ; 稲森守「国家と教会—プロイセン・ラント教会宗務局の変遷について (1543年-1808年)」『教養学科紀要 (東京大学教養学部)』第23号、1990年、127,8頁。
- (16) 本稿、第1節、31、2頁。
- (17) Croon, a.a.O., S.199.
- (18) 例えば1602年の課税の場合については、Croon, a.a.O., S.68を参照。
- (19) Ha<sup>1</sup>, a.a.O., S.213.
- (20) Croon, a.a.O., S.97-104.
- (21) Enders, *Uckermark*, S.308 ; Hahn, *Adelsgewalt*, S.200f.
- (22) 以下、兵制については、C. Jany, *Geschichte der Preu<sup>1</sup>ischen Armee vom 15. Jahrhundert bis 1914*, Bd.1, Osnabrück,1967, S.9-15.
- (23) Schultze, *Brandenburg*, Bd.4, S.195 - 8 ; Jany, a.a.O., Bd.1, S.46f.
- (24) Ebenda, S.47 - 51 ; Schultze, *Brandenburg*, Bd.4, S.204f, 210.
- (25) シュルツェは、26年の諸身分の会議を領邦議会Landtagとしている (Ebenda, S.211)。しかしクルーンは正式の領邦議会は1602年以降43年まで開催されていないと述べており (Croon, a.a.O., S.4)、26年の会議も身分代表者委員会Ausschu<sup>1</sup>tagであったのではないか。
- (26) Jany, a.a.O., Bd.1, S.50-4.
- (27) 個々のクライスが外国軍から受けたこの時期の被害の概況については、ハーヴェルラントに関してSchröer (ergänzt v. G. Heinrich), *Das Havelland im Dreissigjährigen Krieg. Ein Beitrag zur Geschichte der Mark Brandenburg*, Köln/Graz, 1966, S.20 - 54、プリクニッツに関してSchultze, Prignitz, S.188 - 95、ウッカーマルクに関してEnders, *Uckermark*, S.314-23を参照せよ。なおシュレーアの書は、ハーヴェルラントに対象が限定

されている上、第2次大戦での著者戦死により未完成（G. ハイネリッヒによって一部補足、編集される）であるとはいえ、戦時下のブランデンブルク社会研究としては今でも最も重要な書のひとつであり続けている。

## II 註

- (1) 否定的評価の代表は Schultze, Brandenburg, Bd.4, S.278f.であり、これに対して彼の統治体制を肯定的に捉えるのはO. Meinardus, Protokolle und Relationen des Brandenburgischen Geheimen Rathes aus der Zeit des Kurfürsten Friedrich Wilhelm, Bd.2, Osnabrück, 1965<sup>2</sup>, S.XXXIIIf.である。
- (2) Schultze, Brandenburg, Bd.4, S.267.
- (3) Meinardus, a.a.O., Bd.1, S.LXII.
- (4) Ebenda, S. LVIIIff.
- (5) F. Wolters, Geschichte der brandenburgischen Finanzen in der Zeit von 1640–1697. Darstellung und Akten, Bd.2, München/Leipzig, 1915, S.25–59.
- (6) Hintze, a.a.O., S.174–84 ; Wolters, a.a.O., S.15–7 ; Schröer, a.a.O., S.145f. 軍政コミサールが後に郡長Landratへと発展していったことはいままでのない。
- (7) Ebenda, S.43 ; Enders, Uckermark, S.321–5.
- (8) Wolters, a.a.O., S.21.
- (9) Ebenda, S.38, 48.
- (10) Meinardus, a.a.O., Bd.2, S.XVII, XXXIIIf.
- (11) Jany, a.a.O., Bd.1, S. 86–9 ; Wolters, a.a.O., S. 21–3.
- (12) Jany, a.a.O., Bd.1, S.67–70.
- (13) Ebenda, S.83–7.
- (14) S. Isaacsohn (Hg.), Urkunden und Actenstücke zur Geschichte des Kurfürsten Friedrich Wilhelm von Brandenburg, Bd.10, Berlin, 1880, S. 57.
- (15) Jany, a.a.O., Bd.1, S.83f.
- (16) 将校職も含めた個々のブランデンブルク貴族の官職保有については、Hahn, Struktur, 及び P. Bahl, Der Hof des Großen Kurfürsten. Studien zur höheren Amtsträgerschaft Brandenburg-Preußens, Köln / Weimar/Wien, 2001の人名索引などから調べることができる。
- (17) G. Gnewuch, Glanz und Niedergang eines märkischen Adelsgeschlechts. Die osthavelländische Linie der Familie von Ribbeck (1523 – 1811), in : JfBLG, Bd.21, 1970, S.59.
- (18) Jany, a.a.O., Bd.1, S.91,100 ; Gnewuch, a.a.O., S. 62.
- (19) Isaacsohn, a.a.O., S.57.
- (20) 本稿第1節、28頁、第7表。
- (21) 以下についてはGnewuch, a.a.O., S.46 – 66を参照。
- (22) 本稿第1節、18頁。
- (23) Breysig, a.a.O., S.376. 三十年戦争時の御領地経営混乱の行政的側面については、拙稿「三十年戦争後ブランデンブルク＝プロイセンにおける御領地財政再編とグーツヘルシェフトの確立」『西洋史研究』新輯第27号、1998年、36–40頁。
- (24) ゲオルク・リベックの例にも見られるように、ブランデンブルク貴族にとっては自国軍においてのみならず、他の領邦あるいはドイツ以外で傭兵軍将校となる道も開けており、特にオーストリア、スウェーデン軍は軍隊規模においてブランデンブルク軍を大きく凌ぎ、彼らに格好の活躍の場を与えた。その典型例は、所領規模、官職保有において格段の地位をブランデンブルクで誇っていたポイツェンブルク系アルニム家出身のH. G. v. アルニムであり、彼は三十年戦争中オーストリア、ザクセンの傭兵軍将校として活動し、遂に生涯ブランデンブルクに軍人としての地位を得ることはなかった（ADB, Bd.1, S.568–70 ; NDB, Bd.1, S.372f）。他に戦争中オーストリア軍に従軍した例としてシュパールO. C. v. Sparr (ADB, Bd.35, S.64–7)、スウェーデン軍に従軍した例としてゲルツケJ. E. v. Görtzke (BLHA, Pr.Br. Rep.37, Marwitz-Friedersdorf, Nr. 253, fol. 123 – 6)をあげることができる。この二人は三十年戦争中はブランデンブルク軍に加わることはなかったが、戦後同軍に招聘され、指導的将校の地位を得ている。
- (25) 当時の軍制については、フリードリッヒ・ヴィルヘルム治世の軍制全般を扱ったF.v. シュレッターの著作以上に頼りになる研究は、

相変わらず見当たらない (F. v. Schroetter, Die brandenburgisch-Preussische Heeresverfassung unter dem Grossen Kurfürsten, Leipzig, 1892)。

- 26) F. v. Schroetter, a.a.O., S.132f.  
27) 例えば1655年まで効力を持っていた38/9年の給与表は、C. O. Mylius, Corpus Constitutionum Marchicarum, Oder Königl. Preuß. und Churfürstl. Brandenburgische in der Chur und Mark Brandenburg publicirte und ergangene Ordnungen, Teil3, Abt.1, S.21-8を参照。  
28) 以上については F. v. Schroetter, a.a.O., S.49-61。  
29) F. v. Schroetter, a.a.O., S.30f,141.なお中隊長人事に関しては、40年代には選帝侯の承認が必要になっていたようである (Ebenda, S.134)。  
30) Wolters, a.a.O., S. 48,54.  
31) Ebenda, S.47.  
32) F. v. Schroetter, a.a.O., S.45f.  
33) Wolters, a.a.O., S.21f.  
34) F. v. Schroetter, a.a.O., S.45,120 ; Wolters, a.a.O., S. 51.山内進氏の研究は、傭兵軍による掠奪が当時の法観念によっていかに許容されたかを問うものとして興味深い。しかしそこで論じられているのは敵に対する掠奪行為であり、本稿が扱うところの味方への掠奪は、自ずと問題は異なる (同氏『掠奪の法観念史』東京大学出版会、1993年)。  
35) F. v. Schroetter, a.a.O., S.110f.他にK. v.ブルクスドルフについても同様の嫌疑があった (Meinardus, Bd.1, S.XXXIX)。  
36) Meinardus, a.a.O., Bd.1, S.VIII, LXII-LXIX.  
37) Bahl, a.a.O. S.408f.  
38) 彼らの復活については、Hahn, Landesstaat, S.64.  
39) この会議と43年に開催された会議も正規の領邦議会Landtagではなく、実際は代表者議会Deputationstagであったようである (Isaacsohn, a.a.O., S.47)。  
40) Meinardus, a.a.O., Bd.1, S.XXXV.  
41) 以下の諸身分側の批判と要望は、Isaacsohn, a.a.O., S.50 - 104にある40/1年議会関係の史料によるが、このうち請願書は

S.77-92に掲載されている。

- 42) Ebenda, S.92-8.  
43) Ebenda, S.100-2.  
44) 1643年に都市と騎士身分の間でひとまず租税分配問題は決着をみた (P. G. Wöhner, Steuerverfassung des platten Landes der Kurmark Brandenburg, Teil 3, Berlin, 1805, S.18-21)。  
45) Meinardus, a.a.O., Bd.2, S.LVI.  
46) Ebenda, S.LXXXV- CXX.  
47) Ebenda, Nr.128, S.349-78.

### III註

- (1) C. Pfister, Bevölkerungsgeschichte und Historische Demographie 1500 - 1800, München, 1994, S.14f.  
(2) 三十年戦争中の個別所領に関する社会史的研究としては J. Peters, Die Herrschaft Plattenburg-Wilsnack im Dreißigjährigen Krieg - Eine märkische Gemeinschaft des Durchkommens, in : F. Beck/K. Neitmann (Hg.), Brandenburgische Landesgeschichte und Archivwissenschaft. Festschrift für Lieselott Enders zum 70. Geburtstag, Weimar, 1997が興味深い。ペータースは、ブリクニッツのプラーテンブルク=ヴィルスナック領における領民と領主の戦争体験の解明を試みている。傭兵化や逃散によって生き延びようとした領民も少なからずいたが、しかし階層間や同一身分内での支援関係によって苦難に対応しようとした例などがそこでは紹介されている。三十年戦争を生きた様々な領邦・身分の人々の「体験」の意味を捉えようとした B. v. Krusenstjern/H. Medick (Hg.), Zwischen Alltag und Katastrophe. Der Dreißigjährige Krieg aus der Nähe, Göttingen, 1999には残念ながらブランデンブルクの農村関係の論文は含まれていない。  
(3) 三十年戦争中の都市市民数・人口減少に関し包括的検討として先ずあげねばならないのはマイナルドゥスの研究である (Meinardus, a.a.O., Bd.2, S.CXL-CXLII)。彼はビュシクとヤストロウの先行研究から得た数値に加えて、独自の資料調査にもとづき、ブランデンブルク主要都市の三十年戦争中における人口減少を

推定した。しかしその結論は、G. ハイน์リッヒより2つの点で手厳しい批判を受けた(Schröer, a.a.O., S.117f.)。第1の批判は、戦争終了時の状況について、45年の数値を採用している点に関するものである。ハイน์リッヒはむしろ52年のラントライター報告書を終了時のデータとして選び、これによって45年以降行われた入植政策や移民流入の成果、即ち戦争終了時の人口回復状況も考慮すべきであるとする。第2の批判は、平均世帯規模の評価に対するものであり、彼はマイナルドゥスが世帯規模を実態よりもはるかに大きなものとして理解し、市民世帯数(炉数)に過大の数字を掛けて人口数を導き出していると疑問を提示した。ハイน์リッヒの提言にもとづき、新たにブランデンブルクの都市人口減少率を算定しなおしたのがヴォールファイルである(HHBB, Lfg. 50, R. Wohlfeil (Bearb.), *Bevölkerungsverluste der brandenburgischen Städte zwischen 1625 und 1652/53*)。彼は戦争終了時の数値として52年のそれを選ぶとともに、戦中における平均的世帯規模の変動を考慮し、世帯数に対して掛ける乗数(市民世帯当たり平均人数)も戦争開始時、戦争中、戦争終了時それぞれに異なった数字を採用した。このようにして彼によって作成された都市人口地図は、三十年戦争時のブランデンブルク人口減少を扱った近年の研究の中では、最も信頼性の高いものとする事ができるだろう。しかしその研究にも欠点がある。それは各都市の人口減少率を円グラフで示しており、グラフ作成の根拠となった生の数的データを明らかにしていないことにある。このためわれわれはその地図から、各都市の人口減少率を視覚的に受け取ることしかできない。第9表では農村との比較のために、クライス毎に都市社会の破壊の程度を集計したが、ヴォールファイルの研究はこの目的のためには利用不可能であり、本稿ではあえてマイナルドゥス研究に依拠している。なるほどこの後検討する農村のデータも、戦争終了時のそれについては52年調査に基づくものが多く、その意味で45年の数値を採用した彼の研究との間の比較が困難となるのは確かである。しかし45年は、戦争による破壊の頂点にあった40年前後からの時

間経過もわずかで、打撃の大きさを推測するにはむしろ好都合であるともいえる。なお農村社会荒廃の程度については、農場数やフーフエ数によって明らかにすることになるが、都市に関してはそれに対応するものとして市民世帯(炉)数をここでは採用することにした。これによってマイナルドゥス研究の第2の弱点も回避できるという利点があるのは言うまでもない。他に E. Engel/L. Enders/G. Heinrich/W. Schich (Hg.), *Städtebuch Brandenburg und Berlin, Stuttgart/Berlin/Köln, 2000*にも各都市の時系列的人口数が掲載されているが、都市毎にとりあげられた年が異なっており、集計には適さない。

- (4) アルトマルクに関しては同事典は作成されていない。ハーヴェルラントに関してはラントライター報告書はなく、また41年に同クライスで行われた村落・フーフエ調査では、保有主を持つフーフエと、それを持たず荒廃したままのフーフエが区別されずに一括して記録されているため、これによって農場数の減少を数量的に把握するのは不可能である。さらに上バルニムと下バルニムについては、本稿執筆までに同事典の入手が間に合わなかった。このため4つの重要なクライスについての算定は今回あきらめざるをえない。ウッカーマルク分についても事典を入手していないが、その編纂者であるエンダースのウッカーマルク史研究より農場数の概数を得ることができた。
- (5) J. Schultze, *Die Prignitz und ihre Bevölkerung nach dem Dreißigjährigen Kriege*, Perleburg, 1928 ; HHBB, Lfg.20, W. B. Bliß (Bearb.), *Die Prignitz im Dreißigjährigen Krieg* ; HOLB, Teil 1 (Prignitz).
- (6) J. Schultze, *Die Herrschaft Ruppín und ihre Bevölkerung nach dem Dreißigjährigen Kriege*, Neuruppín, 1925.
- (7) Ebenda, S.10.
- (8) Enders, Uckermark, S.337f.
- (9) HOLB, Teil 5 (Zauche-Belzig) .
- (10) HOLB, Teil 4 (Teltow) ; Fidicin, a.a.O., Bd.1 (Teltow), S.149-52.
- (11) HOLB, Teil 7 (Lebus).
- (12) 以下, BLHA, Pr. Br. Rep37, Marwitz-Friedersdorf, Nr.251, fol.6f, Nr.254, fol.8.

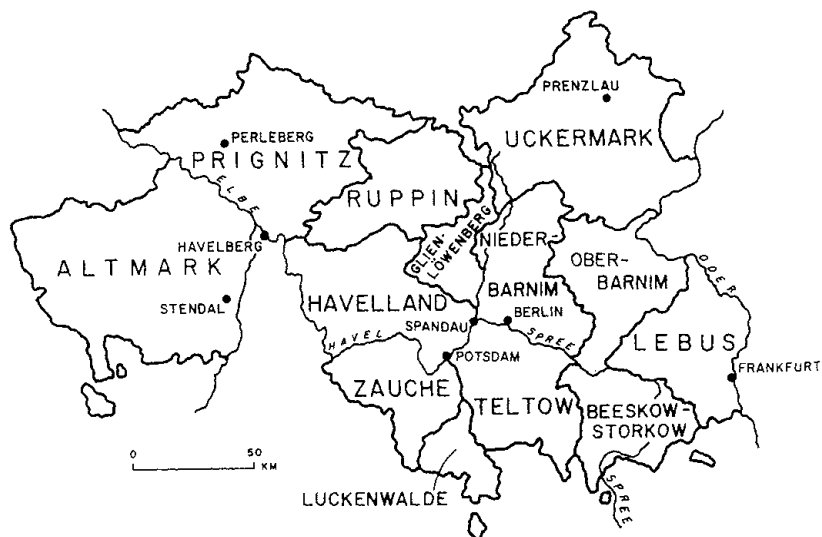
- (13) Sack, a.a.O., S.82, 93.  
 (14) 高柳信一、前掲書、301,2頁；藤瀬浩司、前掲書、101-4頁。ただしこれらの研究が、17世紀を農場領主制の歴史にとってひとつの画期であると認めている点は評価したい。これに対して北條功氏の研究にはこのような観点を見出すことはできない（同氏『プロシヤ型近代化の研究—プロシヤ農民解放期より産業革命まで』御茶の水書房、2001年）。  
 (15) BLHA, Pr.Br. Rep.37, Marwitz-Friedersdorf, Nr.254, fol.7f.  
 (16) Sack, a.a.O., S.92.  
 (17) BLHA, Pr.Br. Rep.37, Marwitz-Friedersdorf, Nr.253, fol.3f.  
 (18) L. Enders, Aus drängender Not. Die Verschuldung des gutsherrlichen Adels der Mark Brandenburg im 17. Jahrhundert (以下Verschuldungと略), in : Jahrbuch für die Geschichte Mittel-und Ostdeutschland, Bd.43, 1994.

- (19) Enders, Verschuldung, S.6 ; Hahn, Adelsgewalt, S.200f.  
 (20) Isaacsohn, a.a.O., S.46.  
 (21) 43年議会におけるこの問題についての史料は、Isaacsohn, a.a.O., S.121-50、にある。  
 (22) Enders, Verschuldung, S.15f.  
 (23) Enders, Verschuldung, S.16f.

### 小括註

- (1) 18世紀のブランデンブルク＝プロイセン国家の性格を、基本的に君主権力＝諸身分間の関係から説明しようとする視角に対して、本稿が異論を持つものであることは本節の議論からも理解いただければよい。それは決して古典的「絶対主義」理解ばかりではなく、その批判者に対しても向けられている。  
 (2) 加藤房雄氏より筆者への私信において、ハルニツシュの土地保有権についての解釈（前節24頁）に誤解があるのではないかと批判をいただいた。重要な論点であるので、第3節発表時に合わせて検討したい。

地図 18世紀クールマルクのクライス区画



注：16世紀においては、アルトマルク、プリクニッツ、ウッカーマルク以外の（小）クライスがミッテルマルクを形成するが、三十年戦争後は小クライスが実体上は独立する。



第9表 三十年戦争によるクールマルク諸都市の市民世帯数減少

都 市	A	B	B/A(%)
アルトマルク都市 Gardelegen, Osterburg, Werben 計	戦争前 1067	1643/45年 239	22
プリクニッツ都市 Pritzwalk, Kyritz, Havelberg, Lenzen 計	1625年 1046	1654年 390	37
ルピン都市 Neu Ruppin, Gransee, Wusterhausen 計	1625年 1129	1645年 446	39
ウッカーマルク都市 Prenzlau, Neu Angermünde, Templin, Liechen, Strauburg (Büsching 集計) (Mainardus 集計)	1625年 1763 1838	1645年 300 247	17 13
ハーヴェルラント都市 Alt Brandenburg, Neu Brandenburg, Rathenow, Nauen, Potsdam, Spandau 計	1625年 2256	1645年 1098	48
ツァウヒェ都市 Belitz	1625年 157	1645年 57	36
テルトウ都市 Mittenwalde, Trebbin, Köpenick 計	1625年 493	1645年 90	18
ベルリン・ケルン	1625年 1236	1645年 999	80
下バルニム都市 Bernau, Liebenwalde, Bötzwow 計	1625年 510	1645年 161	31
上バルニム都市 Neu Eberswalde, Strauburg, Wrietzen, Oderberg 計	1625年 720	1645年 169	23
レプス都市 Frankfurt (O), Müncheberg 計	1625年 1202	1645年 466	38

典拠：Mainardus, a.a.O., Bd.2, SCXLI-LII.

第10表 三十戦争後フリーデルスドルフ領のフーフエ農場評価額

(単位：ターレル・グロッシェン)

	フーフエ農場購入者（購入年）と各農場の資本不足額内訳		
	J. Suecke (1651)	Schwartzten (1647)	Schindler (1651)
家屋	50	80	150
馬（大）2頭	30	30	30
馬（小）2頭	24	24	24
家財道具	15	15	0
種籾（ライ麦）	80	80	10
（大麦）	22.12	22.12	24
（燕麦）	15	15	13
資本不足額計	236.12	266.12	251
名目価値	300	300	300
評価（購入）額	63.12	33.12	49

典拠：BLHA, Pr. Br. Rep. 37, Marwitz-Friedersdorf, Nr. 251, fol.6.

第11表 三十年戦争後シュターヴェノウ領の農民の家屋（有無）と牛馬（頭数）所有

村落	農民	住居	納屋	馬	牝牛	牡牛
Glövzin	J. Lüneburg (H)	無	無	0	2	1
	J. Zeggel (H)	有	有	3	2	3
	J. Ebell (H)	無	無	0	0	0
	C. Milatz (H)	有	無	0	2	2
	J. Huet (H)	有	無	2	2	2
	S. Strauß (K)	有	無	0	0	0
	C. Ebell (K)	有	有	0	0	0
	P. Huet (K)	有	有	0	0	0
	C. Mentz (K)	有	無	0	0	0
Prenslin	C. Ebell (H)	有	有	1	2	2
	C. Hecht (H)	有	有	0	2	3
	H. Hecht (H)	有	有	?	?	?
	C. Hecht (H)	有	有	0	2	3
	C. Runge (H)	無	無	0	4	0
	H. Hecht (H)	有	有	0	2	3
	R. Ohlert (H)	無	無	0	2	1
	P. Volzka (H)	有	無	0	2	2
	P. Maaß (H)	有	有	1	2	2
Karstädt	H. Babekuhl (K)	?	?	?	?	?
	J. Nagel (H)	有	有	2	0	2
	H. Schwarze (H)	有	無	0	3	3
	C. Munchow (H)	有	有	3	0	5
	C. Lembke (K)	有	有	0	0	0
	D. Grünwald (K)	有	有	0	0	0
	P. Munchow (K)	有	有	0	0	0
	H. Schultze (K)	有	有	0	0	0
	H. Dre (H)	有	有	0	2	2
Blüthen Mesekow	J. Beese (K)	有	有	0	0	0
	M. Blum (K) 未亡人	有	無	0	0	0
	T. Schulten (K) 未亡人	有	無	0	0	0
	P. Blum (K) 未亡人	無	有	0	0	0
	H. Kunen (K) 未亡人	有	無	0	0	0
Garlin	J. Kratz (H)	有	有	?	?	?
	J. Kratz (H)	有	有	?	?	?
Sarglebe	C. Maltmann (K)	?	?	?	?	?
	J. Jastram (K)	?	?	?	?	?
	L. Alemann (K)	?	?	?	?	?

典拠：J. Sack, a. a. O., S. 91.

注：農民氏名の後のHの記号はフーフエ保有農民、Kはコセーテ農民であることを示す。

第12表 プリクニッツにおける所領売買  
件数（1600-1700年）

期 間	売 買 件 数
1600-10	15
1610-20	20
1620-30	19
1630-40	4
1640-50	18
1650-60	18
1660-70	21
1670-80	11
1680-90	14
1690-1700	18

典拠：Enders, Verschuldung, S.12.

第13表 17世紀におけるプリクニッツ貴族所領所有の変化 (単位：村落数)

貴 族 家	1600年		1700年	
	一括領有	分割領有	一括領有	分割領有
Quitzwow	39	23	24	26
Rohr	38	18	12	14
Gans	37	11	36	12
Saldern	16	5	16	7
Blumenthal	10	4	20	6
Wenckstern	10	3	8	1
Wartenberg	9	10	9	6
Warnstedt	8	6	2	2
Möllendorf	5	9	4	5
Klitzling	4	7	4	6
Winterfeld	4	2	21	23
Kehrberg	3	2	—	—
Platen	2	9	5	17
Kapelle	2	7	3	5
Königsmark	2	2	2	2
Kaphengst	2	2	3	3
Krüsicke	2	0	1	0
Burghagen	2	0	2	4
Düpow	2	0	—	—
Retzdorf	1	10	1	7
Karstedt	1	5	2	4
その他	10		19	

典拠：Enders, Verschuldung, S.10.